

佟国器と清初の江南

岡本さえ

明末清初の中国は、その後の近世から近代にかけての中国をさまざまの方向に進めうる可能性をもつていた。士大夫世界を根こそぎにするエネルギーを秘めた農民・アウトロー・海商の反権力斗争、アジア各地からの商人に新参のヨーロッパ人を交えた貿易活動の影響、華僑の旅立ち、新しい技術や世界観が中国の伝統的学問に与えた衝撃、漢民族王朝の危機と滿州族の南下に伴う政治的・社会的変容、——いずれも大きなテーマが十七世紀中期の中国を特徴付けるものとしてめじろ押しに並び、これから二世紀半も続く清代がどの方向に歩むかは未だはつきりしていなかつた。こうした豊かな萌芽をもつた中国の社会が、少しずつ外界との交流を遮断はじめ、海禁を実施し、国内では朱子学の確立をはかり、滿州族への批判を警戒して言論を抑圧する動向を見せはじめる清初の時代とは、いったい中国精神史の上でどのように位置付けることができるのであろうか。具体的な手がかりとして筆者は清初の人物をひとり取りあげて考へることとしたい。

この小論は、江南の諸省を中心に活動した清初の一地方官佟国器が出逢った事柄と彼が遺した足どりを追うことによつて、彼が生きた清初の時代を考えることをめざしている。次の順序に従つて考察をすすめたい。

第一章 清朝支配の確立をめざして

(一) 南部諸省における佟氏の活躍

(二) 鄭氏一族との闘い

(三) 鄭芝龍私書事件

第二章 江南の文人社会

(四) 浙江巡撫佟国器の逮捕

(五) 武臣との交遊

(六) 明清過渡期における佟一族

第三章 ヨーロッパ文化との邂逅

(七) 楊光先事件と佟国器

(八) 天主教擁護

結び

第一章 清朝支配の確立をめざして

(一) 南部諸省における佟氏の活躍

佟国器は佟一族の出身で、先祖は元末から鴨綠江支流佟佳江とうかこう（現在の渾江）。

源は現在の吉林省臨江県西北。佟家江

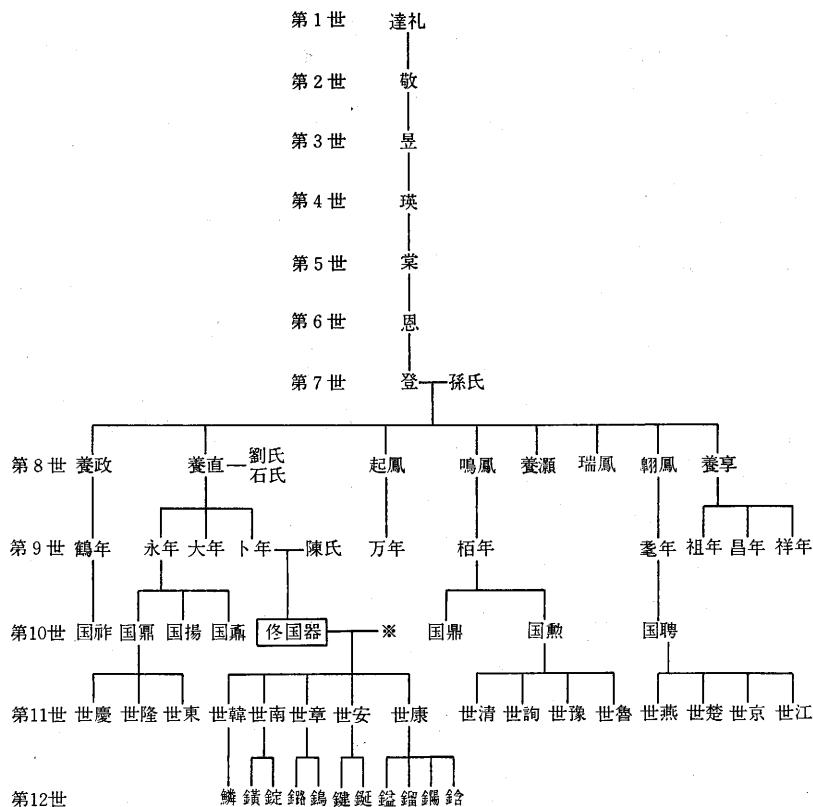
とも呼ばれた。に住んで漢人たちに「商胡」といわれた満人である。一族は明代に開原から撫順へと明朝領内へ移住し、明軍の中で都督同知あるいは都指揮同知と呼ばれる世襲職を得た。一七〇一年（康熙四〇年）序刊本の『佟氏宗譜』によれば、佟氏は七代目、すなわち佟国器の曾祖父にあたる佟登のときに遼陽に進出し、この地方の富裕な地主になる。佟登の八人の息子のうち四人は明朝の軍人となり、長男で一五八〇年（万曆八年）に武進士を得た佟養政（八代）は総兵官として広西にまで赴任している。世襲職を継いだのは佟登の次男佟養直で、後世清朝から嘉議大夫を贈られている。三男佟起鳳、四男佟鳴鳳はいずれも参将となり、佟鳴鳳は武進士の位をもつていた。

世襲職を得た八代目佟養直には三人の息子永年、大年、ト年が生れ、長男佟永年が武舉人で九代目として父の職（都指揮同知）を受けついだ。めざましい活躍をしたのは三男の佟ト年（とうほくねん）（觀瀾、幽憤先生、一一六二五）であった。文才にめぐまれていたト年は一六一六年（万曆四四年）、一族の中ではじめて進士合格を果し、山東登薦監事道按察司僉事に任命された。この佟ト年こそが佟国器の父親となる人である〔図1参照〕。

一族に先がけて明朝の文官となつたこの佟ト年の栄光は、しかしながら努兒哈赤（清太祖、一五五九—一六二六）の率いる滿州族が明の北辺で強大になり次第に南下の意向をあきらかにして長城以北の明朝領内の拠点都市を攻略しへじめるにつれて、一転して満人出身の彼にとって足枷になつていいく。

明朝の内部には十七世紀の初頭から「満夷」「北夷」とも「建酋」「北虜」ともいう対策にふたつの意見が対立しており、その一方は遼河以西の幾つかの拠点を堅守しながら建州女直すなわち満人の入犯を機に、これに痛撃を加えることを提案する遼東巡按熊廷弼（飛白、芝岡、一五七三—一六二五）らを支持するものであつた。熊廷弼らは、いたずらに防衛線を延ばすことは莫大な人財の空費であるとし、むしろ拠点都市の外周では遼東人による屯田の私有化

図1 侈国器の系譜



※ 侈国器の夫人は中国の文献には記述がないが17世紀ヨーロッパの文献には Madame Agathe と呼ばれキリスト教信者として記録されている。
(第3章参照)

を認めて羈縻し、満夷を制圧する状況を作ろうとしたのであり、さきほどの佟一族の明軍編入や佟ト年の起用もそのあらわれであった。もう一方の主張は、積極的に防衛範囲を拡大し、蒙古人や朝鮮人の軍勢にも応援させて敵の根拠地を叩こうとする王化貞（宵乾、乾山、一一六三二）を支持するもので「遼土徙民」（寧遠伯李成梁が十六世紀末に推進した政策で、満人との間に絶縁ゾーンを作り満州族の経済的基盤を失わせることをめざした）は明領の「棄地」にほかならぬと述べて熊廷弼たちを劾奏（一六〇八年）した。

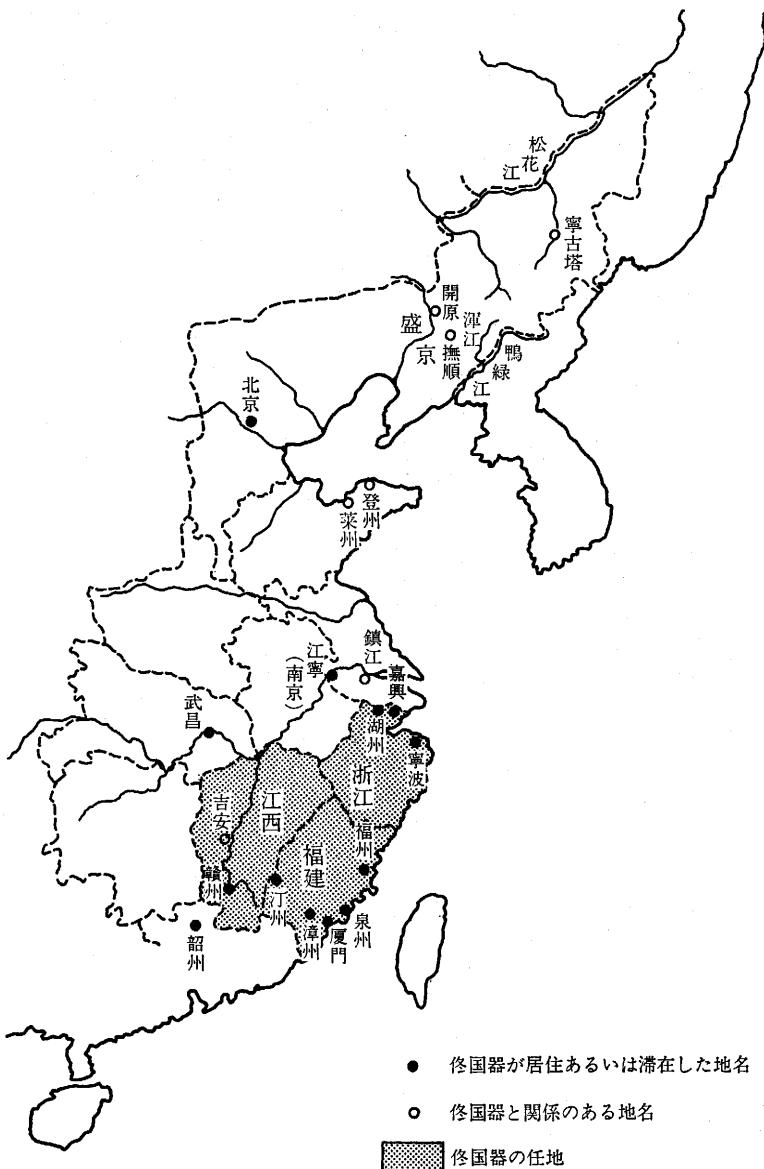
撫順陥落（一六一八年五月）の後、明の勢力挽回を求める声が高まり、朝廷内ではけつきょく後者の広域支配論が勝ちを占めた。その結果が一六一九年三月（万曆四七年二月）、楊鎬（京甫、鳳筠、一五八〇年進士）の率いる明軍十万人討伐軍による「四路出塞」であったが、これが完全な失敗に終つたことはその後の明朝の北辺守備に大きな暗雲を投げかけた。

他方、佟一族らのように明朝軍隊の中で世襲職をもつ遼東在住の満人たちを前線に配備しつつ、熟練した精銳の将兵と西洋火器でもって、機動力と補給力に優る滿州族から都市を守り抜こうとした熊廷弼たちの計画は、いぜんとして「四路大敗」後も漫然と広域防衛策をとり、王化貞らを温存する当局の前に崩壊していく。熊廷弼の遺した多くの書簡『熊襄愍公尺牘⁽²⁾』によれば、明の陣營では逃兵が相次ぎ、馬は餓死し、連絡網はずたずたとなり、掠奪はなすがまま、兵器の製作・修理にあたれる技術者はおらず、送られてきた火器は半数以上が粗悪品という情況の中で一六一九年（万曆四七年、入関前の清・天命四年）開原、鐵嶺が清の手におち、一六二一年（天啓元年）には熊廷弼の死守する瀋陽、遼陽までが満人に奪われた。ついに明朝の武将が公然と清軍に投じるようになる⁽³⁾。そして翌二二年三月、前出の王化貞が指揮する十万の軍が広寧城を捨てて山海關になだれこんだ時に、山海關を守っていた熊廷弼が王化貞とともに

もに逮捕されたのみか、佟国器の父親佟ト年も広寧失陥の原因は遼東人の裏切りにあるとした兵部尚書張鶴鳴（元平、一五五一—一六三五）や御史楊漣（文孺、大洪、一五七二—一六二五）らのため満人側スペイとして投獄される。佟ト年自身は潔白を主張し続けたが、佟一族の有力メンバーの何人かはすでに一六一〇年代の後半からヌルハチと連携しており、明朝政府も佟一族に嫌疑をかけていた。一族の五代目佟棠を共通の先祖とする佟養性（一一六三二）は一六一六年頃、当時まだ後金國と呼ばれていた清に情報を送ったかどで明朝側にいったん逮捕されながら脱獄して清に投じ爵位（三等男）を与えられた。遼陽占領（一六二一年）にはこの佟養性の貢献が大きく彼は二等伯に昇進した。また遼陽に先立つて撫順攻略（一六一九年）の折、明軍にいた彼のいとこ佟養真（一一六二二）が降清し、二年後にともに遼陽攻撃に加わったのも佟養性の勧めに応じたからといわれる。この佟養真の息子佟盛年（後に佟囲頬と改名、一六〇五頃—一六五八）が後に明軍との戦いにおいて天才的な軍事才能を示す護軍統領・定南將軍に育つていくのであり、こうした一族の状況からみて佟ト年は、彼自身の行動を問われたというよりも佟氏へのみせしめとして明朝から処罰された（一六二五年自殺を命ぜられた）と考えられる。

佟ト年を失った夫人陳氏（一五八九—一六四六）は清の領界へと逃れ出ずに息子を連れて南に下り、湖広の武昌に住みつく。おそらく陳氏は漢人出身で長江沿岸に知己があつたと思われる。「佟国器に関連する地名は図2を参照」。佟国器は武昌で成長し科挙受験資格者（秀才）になつたといわれる。⁽⁴⁾ 戰乱期をどのように切り抜けたか母子の生活ぶりははつきりしないが、一家は明朝滅亡（一六四四年）の頃までにはすでに南京に来ており、一六四五（順治二年）四月に清の軍隊が長江を越えて南京を占領（同年六月）する頃には浙江の寧波に移っていた。後に述べるように（第一章）、本文一〇五頁参照）、反満意識の強い江南地方は、『揚州十日記』その他の記録に残る如く激しい戰闘と

図2 佟国器関係地名

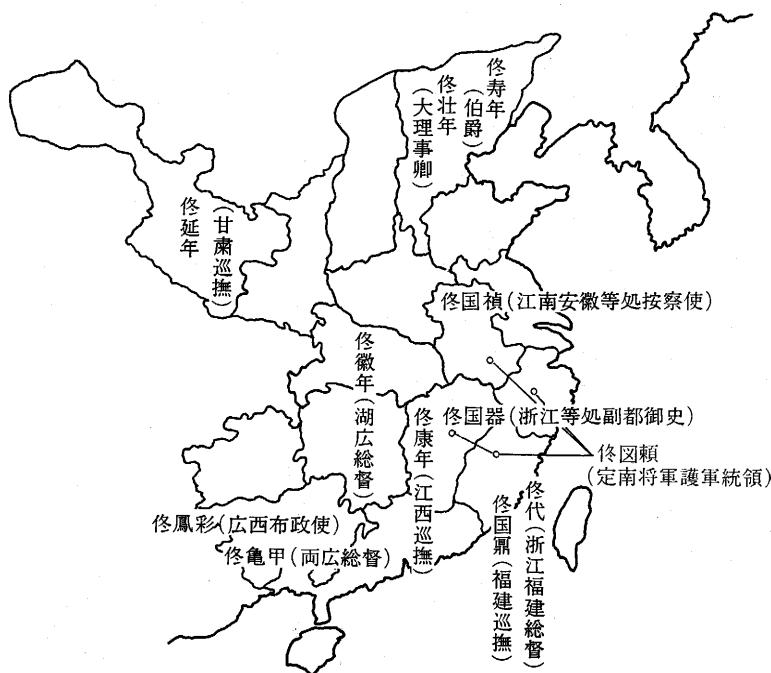


殺戮の場となつたが、この時清軍の司令長官である豫親王多鐸（一六一四—四九）の片腕となつていたのがさきに述べた佟一族の九代目佟図頴（幼名＝盛年）であった。佟図頴は父親のいとこ佟養性が一六三〇年代の初めに創設した漢軍八旗の正藍旗に属しており、固山額眞の地位について、言語も習俗も独特な満州族の中で、早くから漢熟化した佟一族の蓄積と情報網を充分に活用することができた。

佟国器が浙江に來た佟図頴らと出会つた時、彼は遼陽中衛官籍としてただちに清の陣營に迎えられ、一六四六年の年頭（順治二年十二月）には早くも、浙江省の中でも紹興、嘉善、平湖とならんでとくに抗清運動の激しい嘉興、湖州という拠点を結ぶ要路の責任者＝嘉湖分巡道（四品上）に抜擢された。すでに佟図頴は四五年六月、南京を逃れて安徽省蕪湖に入つていた福王（朱由崧、弘光帝、一一六四六）の退路を断ち、部下に裏切られた福王を擒えていたが、佟国器はさらに逃れた馬士英（瑤草、一五九一—一六四六？）を追跡し、天台山で福王の元最高幹部を降伏させた（△雪橋詩話⁽⁵⁾）の記述による。但し、馬士英は引遁生活に入ったという説もある）。唐王（朱聿鍵、一六〇一—一四六）が福州で隆武元年を号し、彼の死後その弟朱聿鈞（封は唐王。一一六四七）が広州で紹武を称する中、一六四六年佟図頴は杭州を攻め（順治三年五月）、福建をひととおり征圧する（順治三年十一月）。この年は、南部における反清復明運動の精神的支柱であった黃道周（參玄、幼平、石齋、一五八五—一六四六）が、すでに絶食して死んだ劉宗周（起東、念台、蕺山、一五八七—一六四五）に続いて殺害された年である。そして又、佟国器が母親を失つた年でもあった。

このころ佟一族のメンバーは各地で清朝の先駆者として奮闘していた〔図3参照〕。江蘇では江南總督で後に兵部

図3 清初における佟氏の主な活躍



(注) 佟一族が清朝でもっとも勢力を保つのは康熙時代、佟国綱（一等公）佟国維（一等公）が康熙帝の伯父として活躍した時期（1680年代～1700年代）であるが、佟国器の隠退後又は死後であるため省略する。

尚書となる佟養量をはじめ、佟通（江南奇兵營遊擊）、佟元年（江南揚州營遊擊）、佟國聘（碭山知縣）らが、また浙江では佟國器のほか、佟養和（浙江福建總督）、佟康年（浙江督糧道）が活躍する。福建では佟國器のいとこ佟國鼎（佟國鼐、佟國鼎とも書く）が一六四七年三月福建巡撫に就任し、佟國量（福建防禦）、佟國璣（福建驍騎校）らが実戦に加わる。湖広は同じ四七年佟岱（佟岱、屯泰とも書く、湖広總督のちに浙江福建總督）が征服した。そこでも佟大年（湖広遊擊）、佟國璽（湖広荆南副使）、佟國瑜（湖広衡州府知府）、佟國弼（湖広襄陽府均州知州、のち徐州知州）、それに嘉湖道から昇進（一六五一年）してきた佟鳳彩（湖広按察使、のち広西布政使）ら佟一族の九代目、十代目の人々が活躍した。広東・広西は、浙江福建を経由し南下してきた佟龜甲（兩廣總督）が攻めた。佟龜甲は一六四七年（順治三年）清の版図に入つたばかりの地で總督となり、一六五一年秋（順治八年八月）にかつての同僚李成棟（廷貞、一一六四九）に殺害されるまで總督の地位にあつた。佟耀年（廣西左江道）、佟國爾（廣東總兵官）、佟國楨（廣東南韶道副使）、佟養裕（廣東廣海遊擊）、佟養正（廣西遊擊）、佟國卿（瓊州總兵官）、さらに佟養甲の次男佟湘年（瓊州府知府）もこの地方の抗清勢力と戦い続けた。江西では江南安徽等處按察使から榮転した佟國楨が江西巡撫となり、他に佟國勲（南昌府同知）、佟慶年（豐城知縣）、佟國才（峽山知縣）らがいた。さらに甘肅省巡撫になつた佟延年、陝西莊浪道副使の佟養鉅（のち山西按察司副使）、山東武德道副使の佟彭年（のち山西布政使司參政）らのほか、一族は雲南にも貴州にも淮安にも進出していた。首都北京には、佟養性の息子佟壽年が伯爵となり、佟胤が工部侍郎（後都察院左都御史）、佟養甲の甥佟壯年が父から繼いだ管佐領都統（のち大理事卿）、として活躍、佟熙年（正藍旗佐領）、佟淑年（京營參將）らもいた。

そして佟國器自身も佟一族の期待をになつて一六四九年七月（順治六年六月）浙江提刑按察使（二品上）に昇任する。

(二) 鄭氏一族との闘い

明朝の遺王政権は短命なものが多く福王（弘光帝）について唐王（隆武帝）が一六四六年六月汀州で、その後継の唐王（紹武帝）が一六四七年一月広州で敗死し、わずかに桂王（朱由榔、永明王、一六二三—一六二年六月）が桂林などで十数年の命脈を保ったにすぎない。しかし江蘇の常州、無錫、宜興、江陽、常熟、松江、蘇州、昆山、華亭、呉江、崇明、金山衛等、浙江の嘉興、平湖、嘉善、湖州、紹興等、江西の贛州、瑞金、石城、興國、竜南、上猶、九江、南昌等、福建の福州、興化、建寧、延平、汀州、邵武、泉州、漳州等では一部の都市住民、商工業者、郷村地主や文人、漁民、農民たちが満人支配に抵抗して南下した清軍と戦った。四川南部、湖南西部、廣東の高州、廉州、雷州等でも明末「農民軍」の勢力が抗清運動と結びついた。さらに十六世紀以来東アジア・南海貿易を発展させてきた海商勢力も清朝の統制を嫌つて満人の苦手とする「水戦」で抵抗した。なかでも日本及び南アジアで海外貿易を行う商船を配下におき、その収益の一部を取り立てていた鄭一族は廈門で二〇万を超える兵力を有していた。明末に都督総兵官を授けられ、明滅亡後に唐王の下で南安伯と呼ばれていた鄭芝龍（飛黃、飛虹、一六〇四—一六一）こそ一六四六年未に清に降つたものの、四七年五月には鄭彩（一一六五九）、周崔芝らが魯王（朱以海、巨川、一六一八—一六二、四五五年以後監国と呼ばれる）を擁して漳州府下の十県を占拠した。そのため清朝側では当時の浙江福建総督の張存仁が責任を問われて減給処分を受けている。⁽⁶⁾翌四八年にも鄭彩は省城（福州）を包囲した。これを上奏したのは佟国器のいとこ佟国鼐（福建巡撫）で、彼は同年六月にも内陸河川部の延平、建寧が反乱のため失陥したことを報じねばならなかつた。結局佟国鼐は福建各地での失守が重なつたために一六四八年九月解任され河南へ左遷されている。

杭州沖の舟山列島ではいぜんとして黃斌卿（明輔、虎廩、一一六四九）らの占拠が続き、浙江福建の不安定な状況を憂慮した清朝は、一六四八年正月（順治五年十一月）、鄭一族と同じく漢軍正藍旗に属す陳錦（天章、一一六五一）を浙江福建巡撫に投入した。

この鄭一族の中で清朝にとつて最強の敵となるのは、鄭芝龍と日本人の妻田川氏の長男として長崎で生れた鄭成功（明礪、一六二四一六二）であった。清朝の支配の及ばない廣東で軍事才能を磨いた鄭成功は、一六四八年まだ二五才の若さで鄭彩ら一族内の敵対者を廈門から追放して実権を握り、翌年永曆帝（桂王、朱由榔）から威遠侯に封ぜられた。浙江福建巡撫陳錦は赴任した年の十二月一日（順治五年十月十七日）に、福建一省を守るだけでも四万人の正規兵が要ると上奏している。この頃まだ浙江按察使であった佟国器は、数年後には佟国器の後任張学聖の後を受けて福建巡撫に就任しこの鄭成功と総力を尽して戦うことになるのである。

一六五一年の年頭（順治七年十二月）、佟国器は福建左布政使（二品下）に昇進し、陳錦に協力して戦火のやまぬ福建の治安をめざす責任を負う。この年の九月陳錦は舟山列島の急襲に成功したが、張名振（侯服、一一六五六）、張煌言（玄著、蒼水、一六二〇一六四）らは魯王と共に脱出し鄭成功の下に参じた。漳浦、海澄は鄭成功に攻めおとされた上、陳錦自身が翌年同安で刺客に殺され清朝は大きな衝撃を受けた。わずか一年余りこの総督と共に働いたにすぎなかつたが、佟国器は陳錦の勇敢さ、実戦にうとい役人をお払い箱にして実施した厳しい軍事訓練、常に戰鬪の最大の犠牲者となる市井の人々への配慮をたたえて、「督台陳天章先生ヲ輓ミ、兼テ名臣ニ崇祀サルヲ頌ス」を『芙蓉偶集』の中に残している。陳錦のあと浙閩總督となつた劉清泰も成功に福建省の要地漳州を包囲され多数の餓死者が出るのを救えなかつた。七十余万人の犠牲があつたと伝えられる。翌一六五三年五月清朝は海澄の回復を計つたが

軍に大きな被害を出したのみで漳州に退却し、劉清泰は免職となつた。

佟国器が福建巡撫（一品下）となつたのは同じ一六五三年五月であった。彼は翌一六五四年に浙江福建總督となつた佟代（佟岱、屯泰とも書く）と一族でコンビを組むことになる。——この年五月四日（順治十二年三月一八日）佟國頼の娘と順治帝の間に誕生した順治帝の第三子が、後の康熙帝（玄暉、聖祖仁皇帝、一六五四—一七二二）であり康熙時代（一六六一—一七二二）における佟氏の繁栄を約束するものとなつた。——佟国器と佟代はまず沿岸の反清勢力が内陸部に浸透するのを防ぐため掃蕩作戦「進剿」を行うと同時に、防犯、開墾、軍兵の規制など「民心」の安定に努力した。すでに佟国器は一六五三年二月（順治十年正月）、福州府長樂県の海商たちを取り調べ、彼が首領とみなしていた阮進（張名振配下の武将）は逮捕できなかつたものの、彼と連携していた網元たちを船もろとも擒えていた⁽⁸⁾し、佟代は福建西北部から軍隊を双手に分けて進軍させ南部地方に集結、鄭成功軍の上陸に備えた（順治十二年八月掲帖⁽⁹⁾）。一六五五年佟国器は江西の一部をも統治する福建南贛巡撫（一六五九年まで）になり、とくに兵火で荒地になつてしまつた南贛の回復に力をいれた。彼は当局から割当されていた税金を一般の住民から取り立てずに未開墾の畠を駐屯兵に耕作させることで充当し、吉安・贛州を荒らす山賊（孫可望（一一六六〇）の手下と称していた）を平定し、南昌から贛州まで兵糧を輸送していくのを現地支給にして運送者の漕米の苦労を減らした⁽¹⁰⁾。

しかし佟国器が福建南贛巡撫であつたこの期間は、鄭成功的最強の時期でもあつた。戰況は佟国器たちにとつてますます不利になつていった。一六五五年二月（順治十二年正月）、まず興化が「逆賊數万」の猛攻によつて陥落する。漳州も襲われ、佟国器は孤立した泉州に居て次々と部下の悲報を受け取つていた。彼は次のように朝廷に上奏する「泉州城の兵力は手薄です。私は昨年十二月六日（一六五五年一月十三日）以来、兵士を督戰して日夜『坤』（城

の上の女牆^(ひめがき)に登り、守りを固めておりますが持久戦で疲弊し、しかも賊の情勢はつかみにくく非常事態等の情況に陥いるのを心配しております⁽¹⁾」。さらに一六五五年八月一日（順治十二年六月十一日）北京着の「福建巡撫佟国器掲帖」の中で、彼は浙江福建總督佟代と連名で、福建省の四府一州——福州府、興化府、泉州府、漳州府、福寧州——は「海寇」の貿易港と化してしまっており、米、木材、織物などの「私販」が海寇の財力を支えていると報じている⁽²⁾。同じく九月到着の「浙閩總督佟代掲帖」によれば、福建省沿岸の清軍水師は海上封鎖を受けて身動きできず、すでに述べたように援軍は陸路南部に集結する情況であった〔註9参照〕。

佟国器たちが鄭成功に対抗する第一の手段として、軍備とくに火器の整備充実を強調しはじめるのはこの時期からである。とくに佟国器は武器および火薬の製造は文官でなく必ず武官にあたらせるようになると主張する⁽¹³⁾。文官が費用を節約して無用の長物を造ることこそ「小を惜しんで大を誤まる」というのである。しかも武器はたえず修復・点検が必要であり、兵士には常に火薬とともに武器を支給して実地訓練を重ねておかねばいざという時役に立たない。したがつて武器類は「軍營地」で製造し、武官がその製造・支給を監督できるように、また總督・巡撫・按察使など地方の高官たちがいつでも検査できるようにしておくべきだ、と佟は述べるのである。「おそらく將官が「武器」を自ら製造し自ら使用することこそ自分の生命を全うできるか否かに関わります。突撃して敵に勝とうと、いう計画をたてるならば、全てに周到であることが必要ですし、決してなおざりや簡単にすることがあつてはなりません。ただ策謀をやり遂げるのみです。なにとぞ敕諭を下してあまねく審議して頂き、本来定額の設けられている武器と現金は兵員の数に見合うだけ各兵營に均しく配分して下さるよう御願い申し上げます。毎年いくらかを支給頂くようにし、もし不足の場合は、どれだけの銀両かを調査の上改めて配分下さり、兵糧と共に支給頂けますように御願い致します。〔そ

すれば」今後甲冑や剣戟が堅牢鋭利でなく弓矢や火薬が整備されてない場合、その指揮官の腕前はほぼわかりますから、各巡道に諮問して実情に拠つて摘発させ、総督や巡撫に文書で糾弾させるべきです。もしも摘発や糾弾を行わないならば情実にとらわれて庇いだてをした罪で処罰します。そうなれば武備は強大になり軍容は盛大になります」。⁽¹⁴⁾

各国器は鄭成功の水戦に対抗するためには清軍が優秀な火器を使う以外ないと考えていました。彼がのちに浙江巡撫になつてから（一六五九年）盤石・樂清を鄭軍のために失つた際にも次のよう述べています。「私が自ら大兵を指揮して討伐を応援致しましたが、所有している大砲がなによりも軍中の神器となりました」⁽¹⁵⁾。彼は都市が包囲され攻撃をかけられた時に強力な大砲を城門に配備して反撃できるように、また海戦では船上から「禦敵」の砲火を浴せることができるよう、朝廷に大砲を「新鑄」する費用を奏請する。彼は費用の内訳をこまかく計算している。たとえば一六五八年十二月二十五日（順治十五年十二月初一日）に職人の親方を集めて打合せた際には、大砲一門にかかる製造費を銀五一両一分五厘とし、十門で五一〇両一錢五分が必要と述べている。その他、大砲に必要な火薬や砲弾、その容器などの付属品が二五門につき三五五両一錢六分かかるとしているから、一門については本体以外に、平均十八両二錢が必要であり、けつきよく新しく大砲一門を製造した場合の経費は六九両二錢一分五厘は見積らねばならなかつたことが分る。各親方衆に払う日給（工賃と食費）は八分であると記されており、月額にすればひとりで銀二両四錢に相当する。技術者への給与が上奏文に記載されたのは当時でも珍しく、各国器が中央政府の援助を強く望んでいたことがよく表われている。

行政措置による人心の安定、軍事力増強による都市防衛に次ぐ第三の対抗手段として、各国器と各代は海禁を主張する。清朝の最初の海禁令は一六五六六年八月六日（順治十三年六月十六日）の勅諭であるが、その一年以上も前、五

五年五月二十七日（順治十二年四月二十二日）付の「福建巡撫佟國器揭帖」で佟國器と佟代は福州府、興化府、福寧州の各港に「汛官」（緑營武官）を派遣し、漁船の出洋や「寇艇」（海賊とくに鄭成功軍の船）の入港を許さない措置を取つたと述べている。さらにこれらの方針については、「私は就任以来、郡部に檄を出しておよそ要害の地には汛官を派遣して駐兵防備させ、米・竹・木・銅・鉄・生糸・綿のたぐいはすべて海を渡ることを厳禁しましたところ密貿易は形跡をひそめました」⁽¹⁷⁾と上奏し右僉都御史の職権によつて航海と貿易の制限を実施したことを明言している。この掲帖で佟國器と合疏した浙江福建總督佟代もまた一ヶ月後に「沿海」（海上の統治）は地方各省の取締りが足並みを揃えていたために実効をあげないと上奏し「一隻の帆船も海に出ることを許さないで下さい」と嚴重な海禁の確立を要請した。こうした佟國器たちの要請をほぼ認めた形で、さきに述べた勅諭は、貿易が行われると必ず「奸人」が出てひそかに暴利をむさぼろうとするから商人の船隻が勝手に海へ出ることを沿海一帯の文武各官は厳禁するよう申しわたしている。⁽¹⁸⁾

明朝の十六世紀半ばから地元商工業者や貿易商ばかりでなく地方政府をも潤おしてきた海上貿易をあえて切り捨てて、反滿運動の早期平定をめざした清朝は、「投誠」した者は破格の待遇をするという誘いも忘れなかつた。海禁発令の一ヶ月前の勅諭は江南・浙江・福建・廣東の總督・巡撫らにあてて「赤子」が無知蒙昧なのはまことに不憫であるから「偽官」が投誠した場合にはほめて抜擢してやるように命じ、転任前の佟代も順治十三年の三月から四月にかけて金華府一帯の「偽遊擊」や「偽守備」が投誠した際ほうびを与えて、農業に戻りたい者は帰農させ兵隊に入りたい者には兵營に行かせるよう処置を講じたと報告している。⁽¹⁹⁾

しかしこの海禁も投誠の勧めも鄭成功には効果がなく清朝も海禁令を出した翌年一六五七年春には「沿海ノ接濟ヲ

禁止スルト雖モ、其ノ要領ヲ得ズ」と公式に認めざるを得なかつたし、その年に鄭成功は廣東の潮陽・揭陽、福建の興化、浙江の台州（府下の臨海県）を攻略した。一六五八年二月（順治十五年正月）佟国器は清朝に対する長年の功績が認められて南贛巡撫のまま副都御史（一品下）の資格を与えられ、長子佟世韓は陰一子入監読書の特典に浴し官監生となつた。だがこの頃鄭成功は江寧（南京）制圧の決意を固めていた。同年六月十三日（順治十五年五月十三日）廈門を出発した艦隊は福建から浙江へ向かい、舟山列島を足場に江蘇を攻めようとしていた。佟国器が浙江巡撫・軍務提督を命ぜられたのは鄭成功が浙江省温州を攻囲するのとほぼ同じ時期であった（一六五八年七月）。佟国器は赴任後四ヶ月にして磐石・樂清・蒲岐・沙園等、管轄下の要地の相次ぐ失陥に直面することとなる。彼が、清軍の「水師の軍火器械はことごとく賊の手にわたりました」と述べたように鄭成功は盤石衛一帯を練兵、造船、兵器製造の基地にしたのである。一六五九年六月十八日（順治十六年四月二十九日）寧波を攻略した鄭成功は六月崇明から長江を遡り八月三日（六月十六日）瓜州を、八月十日（六月二十三日）鎮江を攻略した。続く九月八日—九日（順治十六年七月二十一日—二十二日）における江寧攻防では綠旗兵の応援でようやく鄭の軍隊を撤退させたが、朝廷では広域にわたる鄭成功的包囲・攻略に対して江南・浙江・福建の各地方の責任者が任務を果していないという批判がでた。一六五九年十月（順治十六年九月）の兵部劾奏では江南總督郎廷佐、浙閩總督李率泰、駐防江寧昂邦章京喀略木、提督田雄、水師總兵官常進功らと共に浙江巡撫佟國器の名前もあげられたが、すでに鄭成功が江寧から撃退されたということで順治帝も満足しており具体的な処分は行われなかった。佟國器はこの後、舟山を撤収して南へ還る三七〇隻の「偽國姓」の「賊船」を確認して朝廷に報告しているが、翌一六六〇年六月（順治十七年五月）安南將軍達素・福建總督李率泰らによる鄭成功的根拠地廈門攻撃はまたしても清側の大敗に終り、佟國器は在官中ついに鄭成功

との武力対決に勝ちをとさめることができなかつた。

(三) 鄭芝龍私書事件

前節(2)で見たように地方官としての呂國器は福建、浙江、江蘇、江西など南部地方の軍事情勢、とりわけ有力な鄭成功軍の攻撃からいかに清朝領土を守るかに追われ続けたといってよいであろう。賦稅の減免、軍備充実、海岸封鎖といった彼の政治的措置は鄭成功をターゲットとした一連の布石であつたといいう。公的記録に残るこれらの施策の陰で、実は呂國器は強敵鄭成功の力を弱めるためにもうひとつ静かな闘いをすすめた。彼は清の地方政府の最高責任者として苦戦を強いられていた福建巡撫の在任中（一六五四年）、すでに清の高官として北京に居住していた成功の父親鄭芝龍が郷里福建の肉親にあてた手紙を入手して朝廷に告発し、鄭芝龍がせつかく降った清朝から「逆臣」として告発され処刑される契機を作るのである。

(2)に述べたように明末の有力な海商鄭芝龍は、明滅⁽²²⁾後唐王を擁立したが福建で培った権力と財産を賭してまで遺王政権を支えようとはしなかつた。唐王が汀州で博洛（端重親王、一一六五二）の軍隊に捕われた後、鄭芝龍は一六四六年十一月二十一日に難髪して降伏し北京に送られた。彼は漢軍八旗（正黃旗、鑲紅旗）に属し、一六四八年三等伯を与えられ、五三年には同安伯の称号を受けた。度数なる息子への降清勧告も効果なく五四年当時鄭成功はすでに清朝の最強の敵となっていた。鄭芝龍私書事件が起つたのは、芝龍が清側について九年目のことである。彼は五〇才、成功は三〇才であった。

一六五六年（順治十三年八月）の「南赣巡撫呂國器密揭帖」によると、事件は一六五四年（順治十一年）鄭芝龍の

妻顏氏の上京にともなつて発生した。夫のもとへ行くべく廈門を五四年五月二十七日（順治十一年四月十二日）に出発した顏氏は、半年かかつて五四年十二月四日（順治十一年十月二十六日）に北京に到着したが、彼女を送つていつた十七人の人々が一六五五年一月一日（順治十一年十一月二十四日）に離京して福建省の浦城まで帰りつき分散した後に、興化府を通つた何人かが清の官兵に取り調べを受けた。尋問に対し黄鶴（鄭芝龍の実家の管理人）、林懷（鄭芝龍の門人）陳春（鄭芝龍の輔夫）、李信・吳梓（鄭芝龍の母親の召使い）と名乗つた人々は、上京に際しては鄭鴻達（羽公、一一六五七、鄭芝龍の実弟で当時は隠棲していた）から鄭芝龍への贈り物——銀二千両、銀爵十対、銀瓶四個、紅と黒の哆囉^{ヲシヤ}各一枚、嗿噲^{「サージに類した毛織物」}二匹（約八〇ヤール）、西洋布二匹、琥珀の原石十串、琥珀の觀音一座、嘉文席〔文様入り座位？〕四枚——芝龍の息子たち鄭世忠・鄭世應らにおのの銀二百両と祝儀百両をことづかつて行つたこと、また鄭芝龍はそれらすべてを受取つた上で帰途に着く彼らに鄭鴻達宛の手紙、郷里にいる芝龍の母親や親戚宛の手紙、留守を預る使用人への注意書などを託したことを供述した。

佟国器は鄭芝龍の私書を捕獲したことを見たために北京へ知らせ、清朝は一六五五年四月末（順治十一年三月）に兵部に命じてこの件を密議させている。⁽²³⁾福建では佟国器ならびに佟代が朝廷の意向を受けて調査を継続した。その結果、興化府で逮捕した人々は正しく名乗つておらず、黃鶴と称していた男こそが李信であり、李信と称していたのは鄭芝龍の女婿黃杰胤^{カツジン}の使用人楊應選であることが判明した。佟代の上奏によれば、ほんとうの李信と吳梓は、鄭鴻達の手下であり、さらに上京した顏氏の随行者の中には、反清陣営で武毅伯と称された施福もひそかに潜入しており包围網をたぐみにくぐり海上の安全圏へすでに脱れてしまったという。この、にせの李信つまり楊應選は佟国器たちの尋問に対し鄭芝龍は自分の娘の嫁舎にも手紙といろいろな紬^{ヲサキ}や紗十六匹を与えていること、芝龍の息子たち鄭世

恩、鄭世蔭さらに後坑娘（鄭芝龍の側室で黃杰胤の義母）らもみな黃杰胤（芝龍の女婿）あてに手紙を出していること、後坑娘は息子の鄭世襲にも手紙を託したことを供述した。さらに、鄭芝龍がこれら使いの者たちに八枚の「告示」（ポスター）を与えた、清朝の大軍が福建省に行くはずだから安平に行ってそれらを貼り出し、芝龍の母親や親戚の者たちを城外に出さぬよう命じたことも判明した。⁽²⁵⁾ こうした調査結果を奏上した上で各國器は次のように鄭芝龍を告発する。「以上にもとづいて私どもはこう考えます。鄭芝龍は自分の息子鄭成功が「朝廷の」招撫の議決にまだ従っていないというこの時に、かつてに自分の弟鄭鴻達から手厚い贈物を受けとり、帰りには召使いをつかわして自分の母や弟に手紙を出し、あまつさえ「郷里の」自分の下僕に指示を与えました。がいすれも「芝龍自身は」陛下に申し上げております。その上、福建征圧の「清の」大兵がまだ境界に到着していないのに先に告示を出しいちはやく安平にもたらしました。道理をよく言いきかせた告示とは言えますものの、軍の機密を漏洩した鄭芝龍の罪情が重いことは免れません」。⁽²⁶⁾

各代の上奏文が一六五六年一月二十二日（順治十三年一月二十八日）に書かれ、各國器の掲帖が一六五六年秋（順治十三年八月）行われるよりも早く、朝廷では鄭芝龍への弾劾が始まっていた。自らも鄭芝龍と同様清に降った曾ての明臣であり、左都御史に昇進していた龔鼎孳（孝斤、芝麓、端毅、一六一六—七三）は、一六五五年（順治十二年正月）、「海寇ハ釀禍ノ根ナルヲ密陳スルノ疏」の中でまず鄭成功について「海賊鄭成功は皇上から招徠される大恩を受けながら、招徠されるとすぐに血みどろの戦いを仕掛けました。今もなお漳州泉州等の諸地方を攻め破って、声勢は猖獗をきわめ蠍蟻が臂を奮うように「身のほど知らずにも」天子の軍に刃向っています」と断罪し、さらにその父親芝龍の態度を批判した。「同安侯鄭芝龍は朝廷から未曾有の特別待遇にあずかっています。はじめはそれを「招

撫の」手本として帰順をいいきかせるといえたかもしませんが現在まで十年になりますのに桀の「如き息子の」矯りはますますひどくなりました。芝龍の従僕や親戚は絶えず往来し、家への手紙も頻繁に行き交っています。「鄭芝龍は」息子を訓し心を改めさせることができない上に身をつっしんで罰を待とうともせず、殿中に出入して陛下のおそば近くにいます。息子は海辺で挙兵し、父は都にて枕を高くしています。かくてはならじ、とは傍観者でも分ることです⁽²⁸⁾。龔鼎孳は鄭芝龍が清朝の厚遇に応えず息子を野放しにして、一族との連携も欠かさないことを非難し、清朝に「禍を醸した人」を皇帝が「処分」して「内外を肅清」することを奏請したのである。

佟国器たちによる鄭芝龍の交書摘発は朝廷に知れわたったが清朝首脳は直ちに処分に乗り出さなかつた。一六五年二月（順治十三年一月）浙江福建総督の佟代は、先の芝龍私書事件を上奏したのと全く同じ時期、別の奏文で「舟山が失陥してからは海寇は猖獗を極め、逆賊の船が千隻以上も直接台州に停泊しています。駐防の副将馬信は叛いて変節し城を献じました⁽²⁹⁾」と危急を告げたが、清朝はなおも鄭成功的陣営からでくるだけ多くの人々が帰順するよう呼びかけ、降清すれば——鄭芝龍と同じように——褒賞と高位をさしきることを宣言する。一六五六年八月六日（順治十三年六月十六日）の上諭は次のように述べる、「海逆鄭成功に従つてゐるともがらは實に多数であるが、あるいは長年仲間を糾合しているうち帰順しなかつたり、あるいは賊に脅迫されてどうすることもできなかつたり、あるいは賊の手中に陥り自力では脱出困難だつたりして、必ずしもその本心から反逆者（鄭成功）に従つてゐるのではない。朕が念うに汝らはみな我が赤子であり迷罔無知であつてまことにふびんである。今おおいに活路を開いてやりたく、自ら新生することを許す。上記〔江南・浙江・福建・廣東〕の督撫は、ただちにひろく告示を出して言い聞かせよ、もし、よく悔悟して投誠すれば破格の抜擢を考える。賊の頭目を捕えるか斬るかして獻上すれば第一の手柄として高

い爵位をもつて封する。次には世襲の職は同じ地位を与え、功績が有る人々は高官にして厚く賞を与える」。⁽³⁰⁾ 清朝は「鄭逆が占拠しているのは海岸やせまい島にすぎない」と鄭成功への対決姿勢ははつきりさせているものの、投降者に対してはできるだけ寛容な姿勢を印象付けようとしていたのである。

清朝首脳部が公式に鄭芝龍処罰にふみ切るのは一六五七年五月（順治十四年三月から四月）になつてからである。まず五月五日（旧三月二十二日）に浙江福建の総督・巡撫・総兵官にあてた上諭の中で「逆賊鄭成功は徒党を沿岸にあつめ、ひそかに悪だくみをはたらく。おそらくも上には天道にもとり、下には人倫を滅ぼす」と述べたあと順治帝は「その父親鄭芝龍にいたっては、その逆子が跳梁しているのに誅殺を加えず、なお傍観している……」⁽³¹⁾ とはじめて芝龍を名指しで糾弾した。鄭芝龍の郷里への通信を再度兵部において密議させたあと、一六五七年五月十七日（順治十四年四月五日）議政王・貝勒・大臣の会議決定が報告された。「鄭芝龍は息子成功に手紙を与えたがいつこうに帰順する意向もない。その発言は驕り勝手で理をとどめるとはとてもいえない。芝龍およびその弟芝豹、〔芝龍の〕息子世忠・世恩・世廬・世默はともに処刑すべきである」⁽³²⁾ これに対する上諭は次のようであった。「鄭芝龍等は法的には斬刑に処すべきであるがさきにその投誠の功績を思つて禁錮刑に寛免した。今すぐに死刑を行えば朕の以前の意向に反する。そこで死刑は免れさせ、みな寧古塔地方に流刑にし、家産や籍は没収せよ。」⁽³³⁾

この命令は実行に移されなかつたようである。浙江福建総督の李率泰はただちに鄭芝龍らの寧古塔流刑に反対した。鄭芝龍鄭成功父子は秘密裡に連絡をとりあい寧古塔から遁送するおそれがあるというのである。またもや兵部で密議が行われ、議政王・貝勒・大臣会議が召集された。一六五七年（順治十四年八月）数回にわたる御前会議のあと「寧古塔の地は川や海に近く、賊船の往来が予測しがたい。鄭芝龍は拘禁しただけでは手ぬかりのおそれがあるので

鉄鎖を三重につけ手足にかせをはめ、章京・兵士を厳しくしましめて看守させるべきである」と決議された。したがって鄭芝龍は在京のまま四年にわたる獄中生活をおくり、一六六年十一月二十四日（順治十八年閏十月三日）息子たちと共に北京で処刑されたのである。⁽³⁷⁾

- 1 『佟氏宗譜』一巻、康熙四〇年（一七〇一年）序刊本
- 2 熊廷弼撰『熊襄愍公尺牘』四巻、光緒二一年（一八九五年）黃岡洪良品京師刊本
- 3 李永芳（撫順遊擊）、祝世昌（遼陽遊擊）が最初の武臣として知られる。武臣の出現状況については「武臣論」（東洋文化研究所紀要86、一九七六年）で既述した。
- 4 A. W. Hummel: *Eminent Chinese of the Ch'ing Period*, Taipei (Reprint), 1972, 1103 p, p. 793.
- 5 佟国器が清朝の高官になつた際、地方志その他の経歴には貢生、あるいは恩貢と記されるのが常であった。
- 6 楊鍾義撰『雪橋詩話』十二巻、吳興劉氏求恕齋刊本、卷一、六六**a**
- 7 『明清史料』丁編、国立中央研究院歴史語言研究所原輯、中国科学院輯、一九五一年上海商務印書館排印本、第一冊、五a
- 8 『明清史料』丁編、第一帙、第一冊、九二、福建巡撫佟国器密奏本
- 9 同右、第六本、五四九a、浙閩總督佟代揭帖
- 10 『江西通志』卷二二八、宦績錄、四**b**—五a
- 11 「泉州兵力單弱、卑職自去年十二月初六日以來、親督兵士、日夜登壇嚴防、恐日久勞疲、賊情叵測、万分緊急等情」。『明清史料』第六本、五四五a、福建巡撫佟国器密奏本。
- 12 『明清史料』丁編、前出、第一本、一一一a—**b**
- 佟国器と清初の江南

▲皇朝經世文編▼卷七一、兵政、三一一三三、軍器歸營製造疏、順治十三年、南贛巡撫佟國器

「蓋將領自造自用，於己之性命得失相閼，其為衝鋒克敵之計者，無所不用其周密，必不苟且簡略，徒取完數而已也。伏祈敕諭通行查議，原有額設軍器銀兩相應均派各營照依兵數，每年支領若干，儻或不足，則搜查何項銀兩改給，與兵餉一同支領。以後盔甲劍戟不堅利，弓矢火藥不齊備者，則將之才能大略可知，應聽各道官拋棄揭報，督撫按員疏糾參，如不揭報，不糾參者，治以徇庇之罪，則武備壯而軍容盛矣」。同右、三二一b—三三三a。

15 「本院親統大兵援剿，所有大砲尤為軍中神器」 ▲明清史料▼丁編、前出、第三本、一二二八a、浙江巡撫佟國器殘揭帖、順治十六年八月初六日到

16 同右、一二二八a—b

17 「職自履任以來，檄行都邑，凡係要害隘口，派汛訪防，一處米穀竹木銅鐵絲綿之類，嚴禁下海，則私販屏跡矣」。 ▲明清史料▼丁編、前出、第二本、一一二b

18 ▲大清世祖章皇帝實錄▼乾隆四年（一七三九年）勅撰、大清歷朝實錄所收、卷九一、一〇b

19 ▲明清史料▼丁編、前出、第二本、一五五a、申嚴海禁勅諭

20 同右、一三七a、候代浙江福建總督佟代揭帖

21 「水師之軍火器械則盡為賊有」 ▲明清史料▼第五本、四七六b、浙江巡撫佟國器揭帖

22 ▲明清史料▼丁編、前出、第二本、一五七a—一五八b

23 ▲大清世祖章皇帝實錄▼、前出、卷九〇、一九b

24 ▲明清史料▼丁編、前出、第二本、一二二八a—一二九b、浙江福建總督佟代殘題本

25 同右、一五七a、南贛巡撫佟國器密揭帖

26 「據此該臣等看得鄭芝龍當其子鄭成功議撫未就之時，私受其弟鄭鴻達厚餽，復差役寄書其母其弟，併論其僕，皆未奏聞。且

征閩大兵尚未抵境而先發告示、飛齋安平、雖云曉諭順逆、未免洩漏軍機、鄭芝龍情罪重大」。同右、一五七b—一五八a

27 「海賊鄭成功負皇上招徠之大恩、旋撫旋畔、今且攻破漳泉等郡、声勢猖獗、奮螳臂以抗王師」。▲皇清奏議▼六八卷目一卷、都城國史館活字印本、卷九、七a

28 「同安侯鄭芝龍蒙朝廷豢養之異數、自古未有。初猶謂借其榜樣勸道。來歸今十年於茲桀驁彌甚。芝龍僕從諸人往來不絕、家信頻通。既不能訓子革心、又不肯束身待罪、出入殿陛密邇宸嚴、子弄兵於海壘、父高枕於都下、行路之人知其不可」。卷九、89—b

29 「自舟山失守、海寇猖狂、逆鯨千余、直泊台州、駐防副將馬信、叛變獻城。」▲大清世祖章皇帝實錄▼、前出、卷九七、九b
30 「……附海逆鄭成功者、實繁有徒、或嘸聚有年未經帰化、或被賊迫脅反正無由、或偶陷賊中力難自拔、原其本念未必甘心從逆也。朕念若輩皆我赤子、迷罔無知、深可憫惻。今欲大開生路、許其自新。該督撫即広出榜文曉諭、如能悔投誠者破格陞擢以計。擒斬賊渠來獻者首功封以高爵、次者亦予世職同來、有功人等顯官厚賞……」。▲大清世祖章皇帝聖訓▼六卷、康熙二十六年（一六八七年）勅輯、乾隆四年（一七三九年）序刊本、卷五、招降、七a—b

31 同右、七b

32 「逆賊鄭成功嘯聚海浜、竊行狡詐、敢於上悖天道、下滅人倫」同右、卷一〇八、一八b

33 「至其父鄭芝龍、有此逆子跳梁而不加誅戮、尚留視息者」同右、一八b—一九a

34 「鄭芝龍寄書伊子成功、並無歸順之意、出語驕肆、理難存留。芝龍及其弟芝豹、子世忠・世恩・世騰・世默・俱忢正法」同右、卷一〇九、三b

35 「鄭芝龍等法當處斬、向念其投誠項績、從寬禁錮、今若遽行正法、非朕前意、仍著免死、俱流徙寧古塔地方、家產籍沒」同右、四a

36 同右、卷一一〇、四a

37 「寧古塔地近江海、賊船往来叵測、芝龍就禁、恐有疎虞、応加鉄鍊三條、手足杻鎖、嚴飭章京兵丁、謹加看守、……」、同右、卷一一一、三a—b

第二章 江南の文人社会

四 浙江巡撫佟國器の逮捕

佟國器は一六六〇年三月（順治十七年二月）突然浙江巡撫を革職されて兵部の役人により北京に連行された。その理由は、浙江海寧出身の元礼部尚書・大学士陳之遴（彦升、素菴、一六〇五—一六六）が清朝から弾劾されて遼寧に一族追放の処分を受けたのに伴い、海寧在住の陳之遴の母親で八〇才になる呉氏を北京に送り出すよう佟國器に要請が来ていたのを実行しなかったというものであった。まず刑部が「浙江巡撫佟國器は、流徙させる筈になつてゐる陳之遴の母呉氏を、老人で病氣だからと法規を免れさせ、五度催促しましたが〔呉氏を〕押送せず、期限を引き延ばしています⁽¹⁾」と上奏したのに對して、順治帝が「陳之遴は犯した罪が重大であり、その母を速やかに護送して流徙させるべきであるから五度催促したのに、佟國器は情にこだわつて引き延ばし、且つ、その代りに法規を免れさせて赦免をねらつてゐるのは、深くにくむべきである。革職の上、兵部が官員を派遣し逮捕して北京へ護送せよ⁽²⁾」と命じたのである。高官の処分が連日のように続いた清初順治時代にも、現役巡撫の逮捕連行は他の例をみないものであった。

第一章で私たちが追つてきた佟國器の地方官としての足どりは、鄭成功という強敵に苦戦していたとはいゝ、個人

的な指弾も受けず佟一族の協力にもめぐまれて順調なものであった。唐突とも言えるこの事件を私たちはどうに解釈すればよいのだろうか。佟国器の生涯の分岐点にあたるこの事件を理解するためには、さしあたり次の二つの問題点を検討することが必要となる。先ずひとつは、首都にいる漢人高官の待遇をめぐって、遠地の地方長官（佟国器）の逮捕事件が起きるほどの原因となつた陳之遴の罪状とは、いったいどのような内容をもつていたのかということである。もうひとつは、清朝の安泰のため、反政府運動を弾圧し最前線で尽力してきた佟国器が、なぜこの時期になつて政府の決定に反対してまで罪人の家族をかばつたかという理由である。この小節では前者、すなわち陳之遴の流刑までの経過とその内容を中心に検討したい。

陳之遴は一六五六年三月（順治十三年二月）に順治帝から名指しで「朋党之行」（グループを作つて私利をはかる）を非難された時、清朝に十四名しかいない宰輔の地位にあつた。宰輔の内分けは、滿臣五名、漢軍籍一名、漢臣八名で、陳之遴は、洪承疇（彦寅、亨丸、文襄、一五九三—一六六五）、馮銓（振鷺、伯衡、鹿庵、文敏、一五九二—一六七二）、劉正宗（憲石、一一六六四？）、金之俊（豈凡、息齋、文通、一一六七〇）、王永吉（修元、鉄山、文通、一五九九—一六七〇）、成克顥（子固、青壇）、傅以漸（于磐、星巖、貞古齋）と共に漢人宰輔のひとりであつた。傅以漸を除く七名の漢人宰輔はいずれも明朝の下で進士になり、任官中に明が滅び清朝に降つた人たちで、両朝に仕えたという意味でのちに武臣と呼ばれる。「武臣」についてはすでに検討したことがあるのでここでは述べない。第一章の註3参照】陳之遴はこの前年一六五五年まである二年間戸部尚書をつとめていた。その前の二年間すなわち一六五一年から五三年は礼部尚書であった。さきに名を挙げた他の武臣宰輔たちも陳之遴辞職（一六五六年四月）の時までに、兵部尚書（洪承疇）、礼部尚書（馮銓）、吏部尚書（劉正宗、成克顥）、左都御史・兵部尚書（金之俊、王永吉）

などの経歴をもつていた。

陳之遴が一六五六年三月二十一日（順治十三年二月二十七日）順治帝から「朕は爾の前科を考えず、再び選んで任用した。且つしばしば諫めを与えた。爾は曾て朕の言つたことを人に話したことがあるか、そもそも自ら行いを省みて曾て少しでも改めたことがあるか」。⁽³⁾と叱責されたとき、前記の武臣宰輔をはじめ、四品以上の漢人京官はみなその席に在った。順治帝はこれらの列席者に向かつて続けた。「朕は陳之遴等「のこと」を知らずに彼を任用したわけではない、お前たちの朋党の行いは朕もまた熟知している。ただ、その才能を役立てたいから職務に任用しているのだ。且つ常に爾等をいましめるのも悔い改めて忠誠をつくすことを望んでいるだけなのだ」。⁽⁴⁾順治帝は、若手漢官の代表格でのちに礼部尚書となる魏裔介（石生、貞菴、崑林、一六一六一八六）らに対しても、「爾等の職務は言責を司ることであり、まさに情実を徹底的に打破すべきであるのに、ぐずぐずして決断せず沈黙を守っているのは何ゆえか。以前は、陳名夏の惡を知つていながら皆その威を畏れて摘發しようとななかつた。今爾等は自ら愧じないでいられるのか。爾等は「言責の」専門職を既に有しながら絶えて一言もないか、或いは言つても直言ではない。朕が爾等を言官にしても何の益にならうか」。⁽⁵⁾と武臣の大官を憚つて告発しないことを諭責したのち、列席者全員に「今多くの人が朋党を結んでいるが、その結党の意図は互いに後援しあつて富貴を求めるのみである。もしそつであれば損はあるが益はない。……たとえ党を結成できても誅戮に陥つた場合、誰が助け得るのか。陳名夏を誅し、龔鼎孳を左遷した如き時に、その党の者でこれを救おうとした者が一人でもあつただろうか。或いはその罪科を分ち受けた者があらうか。……朕が観るに、爾等は國の恩を受けており、皆數頃（一頃は約六・六七ヘクタール）の田地と數椽（椽はたるき）の邸宅を有しており、衣食もまた十分足りる。そもそも人は衣食があつて生を助ければそれでいいのだ。

それでもなお不足で更に欲するのは何ゆえか。朕が觀るに、宋明の亡國は悉く朋党のためである。⁽⁶⁾ と叱責した。

ここで順治帝が陳之遴の先例として取り上げている陳名夏（百史、一六五四）、龔鼎孳（孝升、芝麓、端毅、一六一六—一六七三）とは、ともに江南出身の武臣大官で、朋党をたのんで私利をはかる「結党營私」並びに漢人に味方し漢人に反抗する「分別滿漢」を行つた理由で前者は吏部尚書でありながら一六五四年絞首刑、後者は一六五六六年刑部右侍郎（一品上）から上林苑監蕃育署丞（八品上）に降格の上広東に遷された著名な文人である。陳名夏の事件とその影響については既述したので省略するが、注目すべきは、この二人に次ぎ一六五六年に順治帝に指弾された陳之遴が、実は一六五一年（順治帝が親政をはじめた年）における陳名夏の最初の彈劾以来、しばしばそのグループのひとりであると言ふ批判にさらされてきたことである。

時代を遡ることになるが、一六五六以前の陳之遴の京官としての経過を知るために、彼がどのような処罰をうけたか概観しておこう。先ず一六五一年初夏（順治八年五月）御史張煊（一一六五二）が陳名夏に対し、洪承畴、馮銓（いすれも前出、漢人宰輔）と結んで勢力を伸ばし陳之遴をはじめ徐起元（貞復、望仁、傳靖、一一六五九）、孫之獬（一一六四七）、傅景星（一一六五五？）、李元鼎（梅公、一六二二年進士）らのために昇進、優卹などを計つたと劾奏したが、翌五二年一月（順治九年正月）「陳名夏の罪はまことに道れ難い」として「官品・俸禄」はそのままながら陳名夏を吏部尚書の任からはずすという順治帝の命令が出た際、二八名の官吏が罰俸降級の処分を受けた。その中に陳之遴の名も入っているのである。

また、一六五三年一月、黃臘李三（李應試）という「一細民」が各衙門に勢力を張り巨富を得た事件で順治帝は洪承畴、范文程（憲斗、一五九七—一六六六）、額色黑（満州鑲白旗人、額色赫とも書く）、甯完我（万涵、公甫、一一

六六五) ならびに陳名夏、陳之遴を、事前に黃驥李三を告発しなかつたと譴責した。陳之遴は「その事を計奏した場合皇上の睿明によつてすぐ正法が行われれば誠に善いのですが、もし死罪が宥されると、計奏した人は必ず裏での害を受けます。そのため畏れて言えないのです」。⁽⁸⁾と回奏し、皇帝から「身は大臣でありながらこの巨悪を見て奏聞せず、利害を顧みるのではどうして忠臣であろうか」と叱責された(一六五三年二月十一日)。

陳之遴はこの時の回奏のために一ヶ月後に和碩鄭親王濟爾哈朗(一五九九—一六五五)から、保身のみを考えて重職に堪えない人物として劾奏されたが皇帝は、彼が悔悟しているから(太子太保から戸部尚書へ)配置換えし、心根を一新するのを観ようと処分を留保した⁽¹⁰⁾(五三年三月十四日)。なお、この時大学士陳名夏も吏部尚書に任命されている。

さらに、同年三月に起きた任珍(武官武臣、生卒年不明)の事件でも陳之遴は陳名夏と共に罰を受ける。任珍はすでに病氣のため解任され帰京していたが、興安總兵官であつた頃の殺人を兵部刑部の京官への贈賄で、もみ消そうとしたとして告発されたのである。処分は主犯任珍にもつとも軽く(世襲職取上げ)、収賄があつたと一方的に裁定された京官たちに重かった。まず兵部侍郎李元鼎(前出)が流徙五年、杖一〇〇、罰金を、さらに刑部尚書劉余佑(中徽・玉吾、一一六五三?)が革職、杖一〇〇、罰金を命じられた(五三年三月二十三日)。続いて五月五日(順治十一年四月九日)、吏部尚書陳名夏、戸部尚書陳之遴、都察院左都御史金之俊(前出、漢人宰輔)等をはじめ漢官二七名が事件不拡大の提議をして降級・罰俸の処分を受けた(陳名夏、陳之遴、金之俊は二級降級、罰俸一年)。

陳之遴、陳名夏はこの任珍事件の処分が出る三日前の一六五三年五月一日(順治十年四月六日)に休職を願い出ている。陳之遴は「臣の母はいまも存命しております。臣には弟が一人あり母に侍しておりますが、やはり臣が自ら孝

養するのには及びません。ただ、帰省したくとも、いつも皇上の恩澤が深いので遠かには暇乞いを致しかねております」⁽¹¹⁾と上奏した。後年、佟国器逮捕の引金となる陳之遴の母こそが文中のこの人で、陳之遴はすでにこの時期から朝廷を出て母のもと海寧へ帰りたいと表明していたのである。陳名夏のほうは、もつとはつきりと帰郷させてほしいと皇帝にたのみ、その理由として順治七年に両親を亡くしたが任務に追われて葬儀もできなかつた。自分が帰りたい気持は他の諸臣とは違うのだと強調している。

二人の願いは容れられないままに陳名夏は翌一六五四年四月（順治十一年三月）甯完我の劾奏により、滿人習俗（雉髮、衣冠）に反対し、結党營私（江寧での豪勢な生活、朋党の人々の昇進に関与）を計ったとして絞首刑、家産没収の極刑を受けた。そして陳之遴は、陳名夏の処刑の翌一六五五年十一月襲鼎孳が「分別滿漢」（漢人に味方し满人に厳格）の理由で順治帝に指弾された（実際の降格処分は五六年五月）四ヶ月後の一六五六年三月二十二日、すでに述べたように高官の居並ぶ南苑の席上で順治帝から「朋党」の中心人物として難詰されたのである。

陳之遴の境遇はこの時から急速に暗転する。翌々日（一六五六年三月二十四日）、彼は年下の都察院左副都御史魏裔介に劾奏される⁽¹²⁾。皇上詰問の際「結党之私」を自白せず、ただ浅学非才のみをとなえたこと、同郷の凡庸な安肅知県沈令式を礼部尚書胡世安（処靜、菊潭、一五九三—一六六三）に遠回しに頼んで知府に推薦してもらつたことがその告発理由であった。四日後の三月二十八日（順治十三年三月三日）こんどは戸科給事中王楨の劾奏が出た⁽¹³⁾。陳之遴は前朝（明朝）で革職された詞臣であり、清に帰投して数年も経たぬうちに尚書に抜擢されたのに恩義に報いようとはせずに権力を濫用した。南苑賜宴での皇帝の面責にも謹慎するどころか翌日遊び歩いていたというものであった。さ

らにその翌々日の三月三十日（旧三月五日）には曾て沈令式を知府にするため礼部尚書胡世安に頼んだことが再び広東道監察御史焦毓瑞によって糾弾された。順治帝はこれらの劾奏を受けて姻戚関係や同郷などのよしみで親しく往来するのは朕の憎むところであるとして吏部に議して奏上するよう命じた。

一六五六年四月十日（順治十三年三月十六日）吏部は陳之遴を革職し永久に叙任しないという議決を出した。これに対して皇帝の裁断は次のようにあった。「陳之遴は朕の訓誡を幾度となく受けた。……それなのにいささかも悔いことなく結党營私はしたい放題で恩に報いるどころではない。ほんらいは罷めさせて懲戒とすべきだが……ただちに革職とするに忍びない、原官のまま盛京地方に行かせ居住させよ」。⁽¹⁴⁾ 流刑にせよといふのであり、吏部の覆奏よりむしろ実質的には厳しい。礼部尚書の胡世安が、「知県沈令式の推舉は学官・塩官の推薦規程に則るもので陳之遴が推舉したためではありません」と助け舟を出したが不謹慎であるとして却つて胡世安が罰俸に処せられた。⁽¹⁵⁾

陳之遴は同じ年の十二月（順治十三年十月）に、「多年にわたる貢献を思い、終生棄ておくに忍びない」としていつたん帰京を許される。しかしそれから一年半後、一六五八年五月二十七日（順治十五年四月二十六日）陳之遴は数人の高官と共に内監吳良輔に賄賂を贈つて交わりを結んだと吏部等の会議で指弾された。ただちに順治帝は諭旨を下し、「陳之遴は朕の抜擢任用の深恩を受けながら、しばしば罪過があつたが重ねて許してきた。さきの犯罪（五六年三月の「朋党」を指す）は重刑に処すべきであったのを特に寛大にし、原官のまま盛京に徙したが、後に棄ておくに忍びず旗下に召還した。ところが〔彼は〕前過を痛く反省して報恩に尽力することを思わず、その上賄賂を贈り、犯罪者の太監と結託して、大いに法規をおかし、ひどく朕の恩にそむいた。本来ならば〔吏部等の〕提案通り死刑にすべきであるが、しばらく死を免じる。革職の上、父母兄弟妻子と共に盛京に流刑とし、家産は没収せよ」と、陳之遴

本人のみならず一族郎党の北辺流刑を宣告した。

陳之遴に対するこの厳しい処分は、陳名夏処刑事件に次ぐものとして順治時代の政界における漢人高官処罰の一つの前例となつた。一六五九年三月大学士劉正宗（前出、武臣宰輔）が「詩文によって名譽を求める喜ぶだけで大臣の道を省みない」⁽¹⁸⁾と順治帝に批判された時、同じ上諭の中には「さきに陳名夏、陳之遴はしばしば謠論を受け、「朕は」反省して改めるよう望んだのだが、聞き入れず悔い改めて出直すこともせつづいて國法を犯して朕の厚恩にそむいた」⁽¹⁹⁾とあり、陳之遴がまだ存命中（彼は北辺の地でこのあと七年間生きる）にもかかわらずその政治生命はすでに終つた過去の事件とみなされていたことが分る。

一六五八年五月に陳之遴の罷免と本人及び家族の流刑が言いわたされてから一六六〇年三月の佟国器逮捕まで二年に近い時間が流れている。その間五度にわたる中央からの催促を受けながら、佟国器は陳之遴の老いた母を護送させなかつたのであつた。私たちがすでに陳之遴の革職に到るまでの経過を見たように、陳之遴は朝廷で長年にわたつて朋党、賄賂の非難を受け、浙江に帰ることも許されず、満人皇帝の強権のもとに一步一歩悲境へ追いやられていく、ついに「聖裁」を経たのである。南部の地方長官である佟国器にとっては、中央ですでに処理の終つた事件である以上、事態をどうすることもできないことは明白であった。しかも清朝発足と殆ど同時期にはじめて浙江地方にやってきたいわば外地人の佟国器にとっては、皇帝が罪人と決めた漢人官吏の係累を自分の任地浙江から首都へ護送させることなどは事務的に命令を下せばすむ至極簡単なことであつたはずである。私たちは再び佟国器の逮捕事件に立ち帰り、この小節のはじめに掲げた第二の問題点、すなわち、佟国器がなぜ清朝の中央決定にそむいてまで陳之遴の母親

を庇おうとしたのか、又なぜ彼の考え方が当局とずれてしまったのかを次に考えていきたい。

(四) 武臣との交遊

ひろく知られているように満人首脳部は政権を得る前はむろんのこと明滅^{めいめつ}後も漢人に対しても返し清朝政府への入官協力を呼びかけた。「文武各官および郷紳、士大夫、民で投誠・帰順するものは、これまでに負った罪を赦免し、功績の大小を考慮する」⁽²⁰⁾というのがその決まり文句であった。とくに混乱の激しかった順治前半の一六四〇年代、幼帝順治帝を攝政する睿親王多爾袞（ドルゴン）は、武臣優遇策をとり内政の柱として漢人文官の人材を確保しようとした。明朝滅亡後の混沌とした状況の中で一時李自成（一六〇六—四五）や張獻忠（敬軒、一六〇五—四七）らの権力下に居たいわゆる「従賊」の経験をもつ士人や、南部で明の宗室を奉じた文人たちがこうした告示に応じてつぎつぎに清に投降してきた。これらの前朝の文官を清朝は一手にわけ、一部を京官として首都北京に集めた。第二章四で述べた陳之遴や陳名夏をはじめ清朝下で大学士や六部尚書や侍郎、都御史、太僕寺卿などになった人々はすべて「才能人品が用に堪える」とみなされて満人支配の朝廷に登用された京官であった。具体的な人名は別述（「武臣論」東洋文化研究所68所収、武臣略表参照）したが、圧倒的に南部諸地方出身者が多いのが特徴で陳之遴（浙江）、陳名夏（江南）、龔鼎孳（江南）、李元鼎（江西）は言うまでもなく、先に漢人宰輔として名前があがつた洪承畴（福建）、金之俊（江南）、王永吉（江南）たち、さらに、胡世安（处静、一一六六三、四川）、吳偉業（駿公、梅村、一六〇九—七一、江南）、錢謙益（受之、牧齋、一五八一—六四、江南）、熊文挾（雪堂、一一六六九、江西）、曹溶（潔躬、秋岳、倦圃、一六一三—八五、浙江）といった明代以来文名をうたわれた人々が京官武臣に該当する。

もう一方の文官たちは明朝での地方官としての経験と手腕を買われて、しばしばその出身地あるいは旧赴任地で清朝のために地方官として尽力するよう命ぜられた。宋權（元平、雨恭、一一六五一、明代と同じく順天巡撫）、張煊（一六五二、明代と同じく河南道御史）、柳寅東（鳳瞻、一一六五六、李自成に従軍、湖廣巡撫）、陳之龍（去亢、李自成に従軍、鳳陽巡撫）、方大猷（雨恭、歐余、李自成に従軍、山東巡撫）、吳六奇（葛如、鑑伯、一一六六五、桂王に従軍、潮州總兵）たちがその例である。

佟国器が赴任した江南諸地方で彼の同僚あるいは関連のあつた武臣高官としては、泉州總兵官から福建總督になつた馬得功（一一六六三、明代は總兵、福王に従う）、杭州總兵から浙江提督となる田雄（毅勇、一一六六三、明代は總兵）、浙江福建總督張存仁（忠勤、一一六五一、明の寧遠副將）、廣東浙江水師總督常進功（一一六八六、明の副將）、福建布政使のち左副都御史の周亮工（元亮、樸園、一六一二一七二、明代は御史、福王に従う）、さらに短期間ではあつたが巡按福建・浙江嘉湖道を経てのち兵部尚書となる霍達（非闇、劍寒、魯齋、一一六六一、明の御史）、福建雲霄總兵・都督僉事の王之綱（明の總兵）、江南巡撫土國宝（一一六四八、明の總兵）、南贛巡撫苗祚土（叔康、一一六四六、明の僉都御史、張獻忠に従う）、兵部尚書として一六四八年まで江寧に駐在した洪承疇（彦寅、亨丸、文襄、一五九三一一六六五、明の薊遼總督）たちがいた。佟国器はこれらの、明代から激職に耐えぬき豊富な識見を持つに至つた武臣に混つて役人生活を歩み出したのである。彼は武臣たちの助言、協力を借りて反滿勢力と戦い、軍事組織を強化し、兵器を整備し、住民の保安に当つたのであるが、任官して約十年、すなわち一六五五年福建贛州巡撫となつたころ、もともと満人武官と異なり亡父佟ト年が進士合格者であった佟国器はしだいに武臣や若い漢人文官たちと一種の文人サークルを作るようになつた。後に第三章で述べるように佟国器はほぼ同じ時期に「大西」から渡

来したイエズス会宣教師ならびにその布教運動の庇護者となるのであり、第一章に述べた漳州・泉州等での攻防や鄭芝龍私書事件の調査という激務を縫つて彼の文化活動も一六五〇年代半ばに一気に開花期を迎えたのであった。

注目されるのは、文官武臣との交遊が地方官界を超えて中央の南部出身官僚（北部出身で明官として南部に任せられていた者を含む）にもひろがっていたことである。すなわち、福建官界の同僚周亮工のみならず、江西出身で兵部右侍郎の李元鼎（前出、任珍事件で一六五三年処罰）、江南出身の刑部右侍郎で江左三大家のひとり龔鼎孳（前出、一六五六年下級官吏に降格）、江南出身で工部尚書、兵部尚書を歴任した金之後（前出、陳名夏、任珍両事件で一六五三年罰俸）、江西出身で兵部左侍郎の熊文挾（雪堂、一一六六九）、さらに浙江・福建等で一時期佟国器の同僚でもあり、京官に抜擢されて太僕寺少卿等を経て兵部尚書になった霍達（前出、陝西出身であるが明末に蘇松巡撫右僉都御史、清初に江西道御史を歴任）たちが佟国器の詩文の仲間になつっていたのである。これら中国全土でも屈指の文人たちが一六五六年から五八年（順治十三年十五年）にかけて協力して編纂したのが佟国器の『茨亭偶集』（第一章の註2参照）であった。

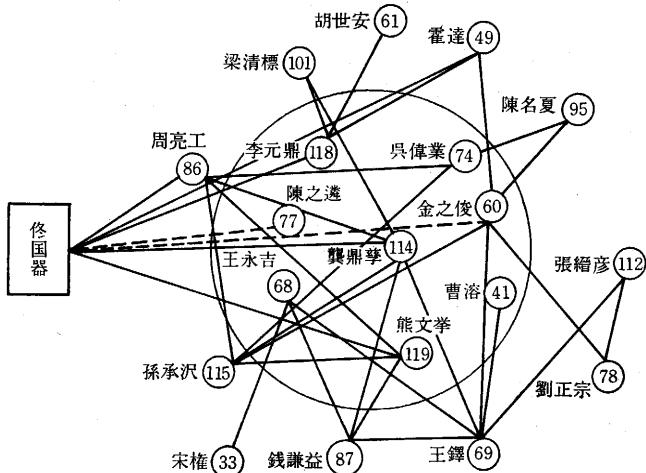
この詩集に序を寄せた熊文挾、李元鼎は、すでに江南出身の吏部尚書で文名も高かつた陳名夏が結党營私及び滿州風俗に反対したかどで一六五四年に処刑され、自分たちの文人サークル仲間であつた龔鼎孳も一六五五年「満漢分別」の理由で皇帝に面責され追放に近い左遷が確定しており、李元鼎自身も任珍事件（第二章（一）一二四頁参照）で一六五三年兵部侍郎の座を逐わざりて郷里に帰つてきた経過をもつたためか、佟国器への献辞はきわめて慎重である。それぞれ傑出した詩文の才を示した『雪堂先生集選』（熊文挾）、『石園全集』（李元鼎）で彼らのサークルメンバー〔図4参照。図の一部は筆者論文「武臣論」から再録した」との朋友関係を謳い上げたふたりは、ここでは佟国器の

人柄に対しても、佟の詩風に対しても、「忠孝」「忠君」という、当局からみても文句のつけようのない徳目を強調して讀辭としているのである。まず熊文華は述べる、「不思議な詩があるものだ。その人物（佟国器）は忠孝にして温厚、その詩は篤実にして高遠、風雅に近い」。⁽²¹⁾

「大中丞淮白佟公」が「歴任したところは厳しい戦場、「彼の」基本となつてゐるところは忠孝」。⁽²²⁾また、李元鼎は、「順治十三年季夏」（一六五六年七月頃）と記した「芨亭詩集叙」で

「〔佟公の〕詩三百篇は、ほゞどれも忠君孝子」と述べ、「今日まで海洋は波濤がらず、天誅は盛んである。事父事君にのつとればまっすぐ日月に掲げて行くことができる。昔の人は云つてゐる。天下の文章はこれより偉大なものはない。〔佟〕公は眞に詩を能くする人と謂うことができる」。⁽²³⁾と詩に映し出されている佟国器の清朝への忠勤ぶり、事父事君を称えるのである。

図4 佟国器と武臣



円内は文人のサークルメンバーである。

——詩文仲間

……直接詩文の交わりを示す文献はないが
傍証により親交があったと思われる。

亡にさしかかった時に個人の生活や一家の幸福に対してもどれほど苛烈な犠牲を強いるものか——清朝に降る前にすでに明末の獄中生活や李自成の配下となるいわゆる「従賊」の経験をもつ武臣たちは、複雑な感慨をもつていて。李元鼎は同じ序文で述べる、「さまざまの怨みはこれをつきつめれば必ず事父事君〔に鬨わること〕なのである。最近私は〔佟〕公の御里の夢を記した詩編を見た。〔そこに〕述懐されているのは、故人となられた將軍の忠勲や、故人となられた大夫の幽憤であり、いとおしみ世を哀悼する仁孝の氣は悲しみに打たれ屈折していく、人を悲しませ読むに忍びない。⁽²⁴⁾ 父につかえ君につかえることから発生する多くの苦衷、苦難を幽憤先生(佟ト年)も、この父を獄中に失った佟国器も充分に味わっている。今まで異民族の「事君」に努めた自分も君主から杖刑・追放を受け江西省吉安県に戻ってきた。その自分を今や数省の長官となつた佟国器が暖かく迎えてくれ詩文の交わりで敬つてくれる。「忠孝」を前面に立てながらも武臣たちが佟国器に寄せる共感は厚かつた。熊文挙は「年家治弟」(共に科挙試験に合格した後輩)、李元鼎は「通家眷弟」(親しく家中で交際している身内の弟)と名乗つて序文の終りに署名している。

佟国器は一六五五年(順治十二年)から一六五七年(順治十四年)にかけて詠んだ詩を《茭亭偶集》に収めている。この期間はちょうど佟の福建南贛巡撫の任期にあたり、彼は任地の福建・江西の樓閣、名所、波止場等で詩友、周亮工、熊文挙、李元鼎、霍達(いずれも武臣)と酒を酌み交し詩を贈りあつている。それぞれに実生活の重さを背負いながら佟国器が武臣と共に詠む歌は水面の月、峰が吐く白雲、炎暑の氷売りなどの風景、或いは武臣の声望と文才をたたえるメタファーであり、あくまで文芸の世界に徹しようとする。たとえば周亮工に和した五言四首の最後は、

下流維舟入 俄驚月上弦 月末、江南の小舟に乗る。ふと上弦の新月に驚く

撓雲霞暗度 望雨瀑空懸 雲を払い（太陽の）霞光はしづしづと、望めば雨のこと滝空中に懸る

桂密閒凭石 簦疎倦枕泉 繁茂した桂樹はゆつたりと石に凭れ、まばらな竹叢はものうげに清泉に枕す

酒闌斜日照 野鶴舞翩翩⁽²⁵⁾ 酒宴たけなわ夕陽残照の時、帰巢の野鶴はひらりひらり舞う

とあり、佟国器の叙景に徹した詩風を表わしている。しかし文人たちと歌う美しい風景は佟国器が日常の厳しい生活を離れたほんの一瞬のものであった。贈答の詩ですら、官界の年中行事である転任、叙勲、左遷の同僚や部下への儀礼となることが多かった。兩広總督李率泰（前出）や若い漢官郎永清（一六二〇—七七、後に山東巡撫となる）たちへ贈る詩は、はなむけの賞め言葉で、そこにはあきらかに官吏としての佟国器の業務が具体的に顯れてくる。だがもつと佟国器のおかれた厳しい環境を伝える詩は、一六五六年（順治十三年）に書かれた「烈婦篇」、日付けはないが彼が福建に赴任して七年目（一六五五年）に書かれたと思われる「閩海情形」⁽²⁸⁾、また、すでに第一章（一）でふれた「輓督台陳天章先生兼頌崇祀名宦」などいずれも不自然な形で死んだ人々をテーマにした長い詩である。これらの詩における佟国器の眼差しは無数の人々の死に直面していた武将のそれであり、その表現は風花を賞める象徴的な手法をかなぐり捨てて正確に具体的に人間の最期を活写したものとなっている。「烈婦篇」は當時多かった婦人の亡夫への殉死を悼んだ詩であるが、賊に殺された夫の後を追つて戸外で自刃して死に切れず三日間絶食して絶命した政和県の謝氏の苦しみ、恐怖、意志をリアルに描き尽す佟国器には何のたじろぎもないだけに、いつそう作者の重い心を伝えれる。「閩海情形」は、まさに佟国器の所轄する政治的軍事的な修羅場である福建沿岸を正面から見すえた詩である。もともと瘠せた土地で——周亮工が『閩小紀』で述べたように当時栽培されはじめた蕃薯（さつまいも）が多くの人命を救つたという——戦火が七年も続き、「一望すれば荒れた丘はみな屍骸だらけ」といった荒廃を呈している。そ

こに白浪を駆立てて入港するのは長髪（雜髪していない）武装の兵士を乗せた大艦隊（鄭成功軍）である。住民から税を取り立てるのだが「十分の一、十分の二を取るならばなお軽いほうだ。子供を売ってもその〔税〕額に充たぬことがある。」鄭成功的側から言えば「閩海」は根拠地であり彼らの財源を確保するのに不思議はない。しかし佟国器から見れば、清の領土に船を横付けして住民を削取する「豺虎」としか言いようがなかつたのである。「閩海」という場所にいる限りどちらの陣営に属しても戦火と飢えと重税にあえぐ人々の姿を佟国器は直截に描写したのである。「輜餉台陳天章先生……」はすでに第一章一〇六頁に述べたように故人への献辞ではあるが、在りし日の陳錦、勇敢でしかも住民に對しては武力を使わなかつた知性ある武人の素顔をエピソードを挿入しながら伝えている。

このように佟国器の詩の数々には押えても押え切れぬ現実の血の匂いが、死者の気が、入りこみ、まさにそのためにきれいごとに終らない活力ある表現が生れたのであつた。高官にして高名な文人たちが佟国器の詩に打たれたのは、自分たちとの交遊、風流な遊びを詠う詩ではなく、佟国器が常に死と向いあわせの臨場にあって極限の人間の姿を、そのまま筆で写し取ることによつて生れた詩であつた。武臣自身も彼らの詩文集が示しているように長年、こうした状況におかれ、こうした詩を書き続けて來たのであつた。きびしい詩作生活への共感が深く横たわっていたからこそ、佟国器と武臣たちは、徳目「忠孝」や花鳥風月を前面に押し出しながらも上つづらだけの詩句のやりとりに終らない関係を持ちえたのである。

ところでこの『芙蓉亭偶集』には、佟国器の逮捕事件に直接関わりをもち、図4（本文一三一頁参照）の武臣サークルメンバーに入つていた陳之遴本人と佟の交流を直接示すような詩は一篇も入っていない。この詩集が順治十四年（一六五八年）序刊本であり、少くともそれ以後に印刷されたことを考慮すると、陳之遴流徙・家産没収が決まつた後

で陳之遴との唱和や彼への寄懐を載せることを良しとしなかつた事情が生じていたかもしない。また、陳之遴は浙江出身とはいえ失脚まで北京に居たから李元鼎や周亮工のように実際に佟国器の任地で暮らしておらず、詩文のやりとりができなかつたことも考えられる。しかし、図4で示したサークルメンバーの文人でしかも実家が浙江海寧という佟国器の所轄下にあって、佟国器が陳之遴を知らなかつたとは考えにくい。陳之遴の親友金之俊（前出）が佟一族と親交をもつていたことともその理由のひとつである。

もうと具体的な記述としては宣教師グルロン（A. Greslon）が佟国器と陳之遴の結びつきについて、その著『Histoire de la Chine sous la domination des Tartares』（一六七一年）で佟国器の次男（佟世南）が陳之遴の娘と結婚していると述べている。⁽³¹⁾これが事実であれば佟国器と陳之遴は詩文仲間の李元鼎や周亮工どころではない緊密な親族の間柄であり、陳之遴事件では佟国器も当事者のひとりとして深い打撃を被つたことになる。息子の配偶者一族が盛京へ流刑にされたのであるから。そうして陳之遴の母親を佟国器が押送できなかつたのは当然すぎるほどの対応であった。

私たちは佟国器逮捕の理由を追って、江南地方の武臣たちと佟国器の交友関係を見てきた。たしかに詩文のサークルによる結びつきや、未確認であるが姻戚関係といった条件が佟国器と武臣の間に生じていて、佟国器が深く武臣に、とくに陳之遴に共感を寄せ、その母を北送できなかつたと解釈することは可能である。しかし一筋の反論もまた可能である。佟国器は陳之遴とそれほど親しくなく、たんにその母が余りに老いて健康も長旅に耐えられそうにないため、いざ彼女を北京に送らせようとした時に同情を抱いたのであり、老婦人ひとりぐらい中央政府も見逃すだらうと軽く考えたにすぎない、と言うこともできるのである。

私たちは佟国器逮捕事件を、彼と武臣高官のつながりから考えてきた。しかし逮捕は単にこうした「情実」だけで

おこつたのであらうか。佟国器を北京に連行するよう命じたのは皇帝であるが、そこには佟国器をそのままに放置できない側面、つまり半漢半満人、遼東人である佟国器の立場、もとひろく佟国器を含めた佟一族の微妙な位置が問題の根底に介在したと考えるべきではあるまいか。次節(六)でこの点をもう少し考えてみたい。

(六) 明清過渡期における佟一族

佟国器が満人高官にありがちな武臣や漢人に対する嫌悪や軽視を少しももたなかつたのは、前節(五)でも見たように彼が江南諸省で接した武臣たちが「墨吏」と呼ぶには程遠い歴戦の武将としての実力をそなえていて、佟国器の任務をしつかりと補佐、助言してくれる実務家であつたことによるであろう。さらにまた彼が父親佟ト年の代から受け継ぎ親しんできた漢詩文の素養が、彼を、明代以来江南に培われた文人社会に溶け込ませたことにもよるであろう。

しかしもつと大切な要素は、佟国器が漢熟化した佟氏一族の出身であり、父親をはじめ多くのメンバーが明朝の官吏であったことである。

私たちが武臣を両朝に仕えた“同一人物”と定義する限り、佟国器は「武臣」ではない。彼自身は「明臣」の経験をもたないからである。しかし佟一族を考えた場合、この満州族の名門は代々明朝に仕えたことによつて勢力を伸ばした「商胡階級」(三田村泰助氏のタームによる)であった。すでに第一章でも述べたように佟一族は初代佟達礼から八代目まで明朝の下で世襲職を続け、世襲職を継がない者の中からも数多くの武進士、武舉人を出し、明軍の中で参將、遊擊として活躍した。また一部のメンバーは広大な土地を明朝から与えられ、管佐領都統という世襲職に似た官職を得ていた。

そして佟国器の父ト年もまた明朝下で進士となり、滿州族撃退の任務を負った遼東經略熊廷弼の部下として水路による滿人侵入を防ぐ山東登萊監事道按察司僉事をつとめていた。一六二五年末獄中で自殺させられた佟ト年は、後世、とくに佟國頴の息子佟国綱（一一六九〇）佟国維（一一七一九）がともに「國舅」（康熙帝の伯父）として内大臣・一等公の要職を占め、ネルチンスク条約の立役者ともなったために佟一族に過去の代に遡る叙勲が行われ、嘉議大夫に誥封されたが、彼自身は最期まで明朝に忠実だったことを主張し続け、『幽憤先生伝』（筆者未見）を遺しているのである。

佟ト年が明朝に殺されなかつた場合、すでに滿人軍勢に加担していた佟一族の一部メンバーと敵対しても明臣であり続けたかといった推測は慎しまねばならない。ただ、明朝においてはすでに数世紀にわたつて明領内に活躍していいた佟一族を巧みに利用し、「遼民を用いて遼土を守り、遼人の力によつて遼事を処理する」と錢謙益（受之、牧齋、一五八二—一六六四）が「幽憤錄序」でいみじくも表現した構想が熊廷弼らによつて実施されようとしていたことを忘れてはなるまい。九死に一生を得て脱獄し、満人の旗の下へ走つた佟養性たちの責任をも負わされた佟ト年の死は、漢人と満人のせめぎあいの最前線にいた半漢半満人の運命をいかなく表わしているのであり、そうした父親を幼くして失い漢人の母に育てられた佟国器は、満人政権樹立後も満人というよりはむしろ「前朝之臣」を父親にもつた漢人に近い精神形成をもつ若者に育つっていたのである。

佟国器は、代々明朝に仕えた先祖をもち、しかも親族の多くに「武臣」をもつという点ではこれまで見てきた漢人武臣——文官武臣よりも武官武臣に近いといえようが——にきわめて似た境遇に育つたのである。したがつて佟国器をはじめ佟一族の多くのメンバーに、満人官僚が武臣たちに對して抱いた異和感や嫌悪がみられないのは当然のこと

であったといえよう。

それと共に佟国器は、明代からの佟一族の軍将たちの過酷な勤務、日常的な死、明末清初の地方官達が直面した逃げ場のない戦い（「農民軍」、飢饉、悪疫、満人の略奪、雄鬚強制等）、高官の栄光と失脚などを身近に見聞し体験していくうちに、漢人士大夫に対して勝者満人としてではなく、共通の辛酸を嘗めてきた後輩として共感を寄せるようになったと考えられる。たとえば佟国器は一六五五年早春（順治十二年正月）、かつて一六二〇年代の寧遠攻防で滿州族を火器で破り明軍に数少い勝利をもたらした孫承宗（稚繩、高陽、一五六三—一六三八）の遺稿集『孫高陽集』▼に周亮工らと共に序文「高陽孫太傅文集序」を寄せた。佟国器は孫承宗の詩文に対して「名理之精微ヲ剖析シ、古今之典実ヲ考撰ス」と述べるだけでなく、武将としての孫承宗の活躍——實に彼の滿州族撃退の手腕に他ならぬ——を、福建巡撫となつて二年を経た我が身の重責にひきくらべつつ讚えているのである。「そもそも昔の賢者は、ゆつたりした古典の言葉で治政のようすを述べたものだ。ところで太傅公（孫承宗）が天子のみことのりとなる政策を決め朝廷で密議したのは辺境で戦争をするなかれというものだった。軍務が忙しい時期に、思つてることをもとに奏上し、その意見がこれほども格式をそなえていたのだ。〔孫太傅公の上奏は、その〕大方が厳しい言葉で性を正し、忠実まっすぐで懇切な言葉を述べている。字句は沈勇堅忍そのもので、まさに千秋に輝かせ、日月にあきらかにして翰林第一流の文とみなすべきであり、また辺境籌防の勝れた計略とみるべきである」⁽³³⁾。

すでに第一章でみたように熊廷弼ら拠点防衛論を主張する人々はできるだけ無用の戦争をしないで北辺の満州夷を驅逐し、重要な拠点だけは精銳兵と火器でしっかりと守るという方法をとろうとしたが、これは明末に「致用」を掲げて「西洋火器」を導入した徐光啓（子先、玄扈、一五六二—一六三三）や名将とうたわれた袁崇煥（元素、自如、一

五八四一一六三〇）、彼らと親しく協力したこの孫承宗など、技術を重視し実効を追求した軍務のエキスパートたちが一貫して朝廷に訴えていた満人撃退策の「上策」なのであった。佟国器は、父が熊廷弼の部下であったとはいえ、また、あくまでも「忠君」の視点から孫承宗を讃えているとはいえ、満人にもっとも痛烈な打撃（一六二六年一月の寧遠攻防で満州軍は敗退、努兒哈赤^{ヌルハチ}は重傷）を与えていた明末の漢人に對して少しも敵愾心を持たないばかりか、孫承宗の満人対策を「蠻夷之勝略」と言い切っているのである。こうした佟国器の見方は、錢謙益（受之、牧齋、一五八二一一六六四）がまだ明朝が滅ぶ前に書いた「高陽公奏議序」（一六三九年）の中で、孫高陽公（孫承宗）の尽力によつて「奴（建州奴、當時満州族は明領内ではこう呼ばれていた）。数年後に錢謙益はこの建州奴に仕えることになる）は広寧を棄てて河東に退き」「遵化・永平四城は次第に「明軍の手に」回収⁽³⁴⁾されたのに、魏忠賢のために孫高陽公は解任され、空しく郷里の河北省高陽に帰り、高陽失陥に殉難したことを悼んだ、その哀惜の念と、滿族の表現こそ連れ、きわめて近似しているといえよう。佟国器は、孫承宗の孫⁽³⁵⁾（佟はこの若者を都閩君と呼ぶ）を秘書のようにして可愛がり、福建巡撫として責任のある軍事訓練や徵用、兵士の選抜などの仕事でいつも彼を片腕としている、と同じ序文で記し、序を書いたのも彼の懇望によると述べている。明官の子孫——自分もそのひとりである佟国器は、満人皇帝が抱いていた満人優先意識とはほど遠く、明官の遺族に対しても暖い思いやりを示しているのである。

順治末に満人首脳部は満人がなしくずしに漢文化の波に洗われるのを恐れ、満州族の満語學習、漢人官吏の満州衣冠使用などを義務付けていたが、そうした中で満人出身で漢軍正藍旗に属し、各地で活躍している佟一族の有力メンバーがあまりにも漢人寄りの考え方をもち、現実に武臣の一族流刑処分を執行しない佟国器が出るに至つては、不快

の念を強めたとも考えられる。また第三章で後述するように、佟国器は一六五〇年代後半にはイエズス会派のカトリックにも影響を受け、それを通して徐光啓の孫娘や曾孫たちとも親交を深めていた。天主教は「無父無君」の教え、徐光啓たちは邪教を奉じて國を誤った士人たち、という保守派の訴えは、中西曆法の争いとも連関して一六五八年頃から清朝にくり返し届けていたから、佟国器の身辺についてうさんくさい印象があつたかも知れない。しかしこれらの点はあくまで状況を追う手がかりにすぎず、清朝当局が佟国器の逮捕に踏み切った理由をはつきり示すものは言えない。

ただ、これまで見てきたことから確実に言えるのは、江南に住みつき、そこで地方官の道を歩いてきた佟国器の意識は、次第に中央の満人朝廷の首脳陣のそれとは年毎に距つて行き、一六六〇年佟国器が逮捕された時点では、双方のギャップはきわめて大きくなつていたということである。佟国器のおかれた環境からは、次々に京官武臣を失脚させ恐ろしい境遇に追いやる中央政府のかたくなな姿勢は汲み取れなかつたであろう。他方、長城外からきて北京に住みついた若い順治帝には南部の沿岸地方に生き、明朝文化の伝統、外来文化の新しい息吹きをもろに受けとめ、柔軟に吸収していく半漢半満人佟国器の変貌は決して理解できなかつたであろう。佟国器が罪人陳之遴の母を庇うのはまたしても朋党の弊だと怒つた上逮捕命令を出しのであろう。佟国器が鄭一族との鬭いのさなか、幾度も出した上奏文は、しかし順治帝と佟国器の——いかえれば中央と地方の——情報のギャップを埋めるものとはなり得なかつたのである。

もつとも佟国器は武臣たち——明の遺臣、異民族王朝に反抗したり非協力を貫いた人々からは裏切り者と嘲けられ、自らは清朝の先鋒として前朝の同僚を逆賊として壊滅せねばならない立場にあり、しかも清朝からはふたごころ

ありとしていつ告発されるか分らないという不安につき纏われていた高官たち——に比べればはるかに恵まれていた。彼は佟一族の固い結束に支えられ、その一族は第一章(一)でみたように中国大陸の広域で活躍し、朝廷内にもたとえば佟國頼の娘が康熙帝の母であったように勢力を広げていた。また、その一族の中の何人かが曾て明朝の禄を得ていたとはいえ、山海關から南下して明領の各地を攻撃した時、一族のメンバーは常に清軍に属し、征服者として任地に来たのである。武臣とくに南部出身の文官のよう清軍の入城に降伏し、敗者として清朝側にとり立てられたのではない。佟一族の人々や佟國器が武臣に凝せられることは實際ありえないことだった。

陳之遴事件に関連して逮捕され連行された（一六六〇年三月）佟國器は一度は陳之遴同様刑部で追放を宣告されたと伝えられるが⁽³⁵⁾、一六六一年一月（順治十八年正月）の順治帝の没後、まもなく釈放された。佟は南京に隠退し、高殿を作つて風流な文人の生活に入った。そこは世塵を離れた「僻園」と呼ばれ、文人墨客の集会所として賑わつた。分巡道として浙江省の各地に赴任した文人で書家の宋琬（玉叔、荔裳、漫山人、一六一四—七二三）は、一六六〇年この僻園に遊んで

郊居塵自遠 蒼翠障河干 俗塵を遠ざかり郊外に居て、青翠の草木は河岸を蔽う

石磊連雲臥 香甜帶酒乾 天雲に連なる石に臥して、香ぐわしい心地よさ旨酒を飲み尽す

孤松堪結侶 五柳倩辭官 孤高の松は侶とするもよし、五柳（陶淵明）の如く官を辞すもよし

重竹君偏独 忘帰興未闌 重竹を君は殊のほか好む、興趣尽きず（客は）暇乞いを忘れる

と詠み、他の詩人と共に『僻園唱和詩』（筆者未見）を編纂し、佟國器の作った文人サロンを讀えたという。

- 1 「浙江巡撫佟國器、將應流徙陳之遴母吳氏、引年老病排律、催提五次不解、延緩日期」▲大清世祖章皇帝實錄▼、前出、卷一三二、一一 a
- 2 「陳之遴所犯情罪重大、伊母應速行解部流徙、乃催提五次、佟國器徇情延緩、且代為引律、希圖寬免、深為可惡、著革職、兵部差員繫解來京」同右。
- 3 「朕不念爾前罪、復行簡用、且屢加諫諭。爾曾以朕言告人乎、抑自思所行、亦曾少改乎。」同、卷九八、一五 a
- 4 「朕非不知之遴等而用之、即若輩朋党之行、朕亦深悉、但欲資其才、故任以職。且時時教飭者、亦冀改過効忠耳。」同右、一五 a
- 5 「爾等職司言責、當大破情面、多媿阿諛默、何為也。前此明知陳名夏之惡、皆畏其威、罔敢摘發。今爾等能無愧乎、爾等既有專職、乃絕不一言、或雖言而不直、朕用爾等為言官何益。……」同右、一五 b
- 6 「今人多結朋党、究其結党之意、不過互相攀援、以求富貴耳。若然、是有損而無益也。……縱使党與已成、及陷誅戮、敦能庇免、即如陳名夏、黜鼎革革時、其党曾一人出而救之、或分受其過者乎。……朕觀爾等膺受國恩、皆有數頃之田、數椽之宅、衣食亦足自贍、夫人有衣食以資生、是亦可矣。乃猶不足、更欲何為。朕觀宋明亡國、悉由朋党。……」同右、一五 b—一六 b
- 7 「武臣論」東洋文化研究所紀要、68、一九七六、一〇一一七七 P、第三章參照。
- 8 「如計奏其事、皇上睿明、即行正法、誠善。儻有其死、則計奏之人、必隨受其害、是以畏不敢言耳。」▲大清世祖章皇帝實錄▼、前出、卷七一、一六 a
- 9 「身為大臣、見此巨惡、不以奏聞、乃瞻顧利害、豈忠臣耶。」同右。
- 10 同、卷七二、八 b—一 a
- 11 「臣母尚在、臣雖有第二人侍母、終不如臣親養、但雖欲歸省、每以皇上恩澤深厚、未敢遽請。」同、卷七四、五 a
- 12 同、卷九八、二〇 b—一 a

- 13 同、卷九九、二b—三a
- 14 「陳之遴經朕訓諫、不啻再三、……乃毫不自悔、任意結黨營私、大負報恩、本当罷斥示懲、……不忍即行革職、著以原官發盛京地方居住。」同右、一〇b—一一a
- 15 「保舉知縣沈令式、憑學臣塗臣薦章、非因陳之遴推獎。」同右、一一a
- 16 「……念其効力多年、不忍終棄」同、卷一〇四、一〇a
- 17 「陳之遴受朕擢用深恩、屢有罪愆、疊經貸宥、前犯罪應置重典、特從寬以原官徙住盛京、後不忍終棄召還旗下、乃不思痛改前過以囑報、又行賄賂交犯監、大于法紀深負朕恩、本当依據正法、姑免死著革職、并父母兄弟妻子流徙盛京、家產籍沒」
同、卷一一六、一四b—一五a
- 18 「不過以詩文沽名自青、罔顧大臣之道」同、卷一二四、三b—四a
- 19 「前者陳名夏陳之遴屢經諫諭、冀其省改、乃置若罔聞、不自悔艾、卒于憲典、負朕厚恩」同右、一a
- 20 同、卷四一、一三b
- 21 「有異詩乎哉、其人忠孝溫厚、其詩篤實淵浹近乎雅」△茲亭偶集▽、前出、叙、一a
- 22 「所歎歎者嚴疆、所源本者忠孝」同右、四a b
- 23 「迄今海波不揚、天討斯赫、則居事父事君、直可揭日月而行、昔人云、天下文章莫大于是、公真可謂能詩者矣」同、茲亭詩集叙、七a b
- 24 「觀羣怨必極之事父事君、頃不佞覩公良鄉紀夢各什、述先將軍之忠烈或先大夫之幽憤、憫情悼世、仁孝之氣淒惻委宛、令人悲不忍說」同右、六a b
- 25 △茲亭偶集▽前出、一六a
26 同、六b—八a

- 27 同、二二II a — 二四o
- 28 同、二四b — 二五a
- 29 「索十取一二猶較輕，鬻兒未或充其額」同、二四a
- 30 金之俊選《息齋文集》八卷外集一卷統外集一卷，康熙五年（一六六六年）序刊本，卷五，一七a「佟方伯待漏圖像贊」卷六，大六a「封大中大夫大參佟繼章先生墓誌銘」參照。
- 31 Le P. Adrien Greslon, *Histoire de la Chine sous la domination des Tartares*, Paris, 1671, 352p. p. 52.
- 32 「用遼民守遼土’，倚人辦遼事」錢謙益撰《牧齋有學集》五〇卷，景上海灘吳氏藏康熙甲辰（一六六四年）初刻本，四部叢刊集部所收，卷一六，一六a
- 33 「夫昔賢以雍容典領之詞叢，抒治平景象，而太傅公決策綸扉定計，密勿帥師邊境。當戎馬倥偬之時，論思敷奏立言有体如此。大都以嚴彙正性，抒忠讐篤切之言，字々沈雄堅定，宜其焜耀千秋，昭著日月，為館閣第一流之文，亦籌邊之勝略也」孫承宗撰《高陽集》詩十卷文十卷，嘉慶十二年序刊本，終序，二二o — 二四b
- 34 錢謙益撰《牧齋初學集》百十卷目一卷，崇禎十六年（一六四三年）旌德劉氏刊本，卷三〇，一九 — 二一a
- 35 Greslon: *Histoire de la Chine*....., op. cit., p. 55.
- 36 《雪橋詩話》前出，卷二，大六o

第三章 ヨーロッパ文化との邂逅

(七) 楊光先事件と佟国器

佟国器は武臣罪官陳之遴との結託を問われた後、しかし実刑は受けずに江南に戻り別荘を設けて悠々自適の生活に入つた。一六六二年八才で即位した康熙帝は佟一族の血すじをひき、輔臣の摂政を受けてはいたが皇帝を出した佟氏の名声は高まつた。他方鄭成功の死後彼に匹敵する反清勢力の脅威は江南地方ではなく、官を退いた佟国器の晩年は順治時代よりもはるかに平穏で恵まれたものとなるはずであつた。

ところが佟国器逮捕事件から約五年後の一六六五年、彼は再び北京に喚問されている。^{やきに}佟国器と陳之遴の姻戚関係を指摘したグルロン（A. Greslon）の著作に云う、「神父たちが礼部の獄にいる間（一六六四年十一月から一六六五年一月四日）に、△護教論》（楊光先が告発した布教書△天学伝概△一六六四年序刊本を指す）で問題になつた佟国器と翰林院学士のバジル許（許續曾、孝修、鶴沙、悟西、一六四九年進士、當時雲南按察使、洗礼名 Basile）が朝廷に召喚された。召喚は、彼等が建てた教会について証言するためであつた。しかし彼等は遠隔地に居たので朝廷に到着したのはそれからずつと後のことであつた。……佟一族とその友人たちは、佟国器が召喚されぬよう朝廷で工作しその費用を惜しまなかつた。すでに彼らは、漢人官僚を買収して いた。しかし満人を買収するのは不可能だつた。佟国器は喚問されることとなり、彼を送る命令が南京地方の総督に出された。……佟国器は出発した。朝廷に到

着すると彼は礼部に出頭し、そこでバジル（許）と同じ形式で三席尋問された。その後終は投獄されずに刑部に廻され一度尋問された⁽¹⁾。この召喚については清の公式文書に記載がないが、終國器と同じく北京に来るよう命ぜられた許續曾がこのあと免職されたことは△大清聖祖仁皇帝實錄△に記録があり、さらに當時江南地方におけるキリスト教支持グループに属していた何世貞がのちに著わした△崇正必辨△（一六七二年序刊本）に、「その上終國器、許之漸（儀吉、青嶼、一六五五年進士、當時都御史）、許續曾たちを「楊光先は」誣告して「キリスト」教のために革職させました⁽³⁾」と述べている点からも、また広州で一六七一年に出版された漢語ラテン語両用の出版物△*Innocentia Victoriae*⁽⁴⁾でも終國器、許之漸、許續曾の三人に嫌疑がかかり、許兄弟は革職されたという記載があることからもグルロンの記載は事実であるとみてよいであろう。

終國器喚問の発端となつた「護教論」（當時欽天監五品夏官をしていた李祖白の著作△天學伝概△を指す）とは、康熙時代最初の天主教排斥運動である楊光先事件の争点のひとつとなつた問題書である。楊光先事件——安徽出身の楊光先（長公、一五九八—一六六九）が一六六四年に天主教を清朝を滅ぼす妖教として告発すると共に西洋暦の導入に反対し、当事欽天監監正であったアダン・シャル（Adam Schall von Bell 湯若望、一五九一—一六六六）らヨーロッパ宣教師が清朝により拘置（シャルは獄死）、西洋暦法を支持する天文官（李祖白ほか四名）が処刑、終國器はじめかれらを支持する名士も尋問された事件。清朝は天文学に素人の楊光先を欽天監監正に任命（一六六五年）したが公開観測（一六六九年）の結果、西洋暦法が復活し楊光先は失脚する。しかし同時に天主教布教書配布や集会、それに教会建立など從来自由であった活動が勅令で禁止された——に関しては諸研究があり、筆者もその一側面についてすでに別述した「氣」——中西思想交流の一争点——△東洋文化△⁶⁷、一九八七年、一一三一頁参照。従つてこ

では楊光先が告発した『天學伝概』がなぜ南京に隠退した呂國器の北京喚問をひきおこしたのか、また、すでに明代から中国の主要都市に建設され、清代に入ってからも保寧（四川）、重慶（四川）、蘇州（江蘇）、贛州（江西）等に相次いで行われていた教会建造が、なぜこの時期になつて呂國器をめぐる問題となつたのかを考えておきたい。

『天學伝概⁽⁵⁾』は長年アダン・シャルの下で西洋曆法による観測・曆の作成に従事してきた李祖白が、古代儒学の上帝概念はキリスト教の「天主」の概念と一致することを主張した天儒合一論の小冊子で、その主張は明代から天主教擁護の方法として『天主実義』（Matteo Ricci 利瑪竇著、一六〇一年あるいは一六〇三年初版）をはじめ多くのイエズス会士にひろく用いられた論法に基いている。ただし中國で出版された、天教合儒論をとなえる多くの小冊子が、中華の先哲は親しくキリスト教を聞いたわけではないが天の主宰を上帝と呼びならわしていた、それが西土では天主を指す概念なのである、という表現をしているのに対し、この『天主伝概』は、旧約聖書の時代、ノアの洪水後に天主の概念が古代中国に伝えられたということを具体的に主張しようとし、キリスト降誕の後、使徒たちが中国に来て福音をもたらしたと説くなど西学派士人たちがあまり採らない表現を随所に用いヨーロッパ宣教師の直伝をうかがわせる性急さがあった。しかし、こうしたパンフレットは十七世紀初期から何百種となく漢文で印刷され中国で出廻っていたことから、李祖白がとくに問題となるような意見をもち出したわけでなかつたし、著者である李祖白自身もうした新しい物議をかもすといった意識はなかつたと思われる。むしろ問題は、一六五〇年代の末から西洋曆法に対して攻撃を行い、かつ『闡邪論』（一六五九年）、『正國體呈藁』（一六六〇年）などで天主教は無父無君の教えでシャルラは大清を奪う謀略を持つとくりかえし礼部に告発してきた楊光先が、ちょうどこの『天學伝概』の出版を攻

撃の好餌として、著者李祖白のみならず、それに序文を寄せた許之漸に対しても「名教に罪を得る」として一六六四年五月九日（康熙五年三月二十五日）付の『与許青嶼侍御書』で激しい非難を浴せたことであった。楊光先は、『天學伝概』を認めるならば、「わが伏羲氏から今日に至るまでの君臣士庶はことごとく邪教の子孫となる辱しめをうけ、四書六經はことごとく邪教の余論となる辱しめを受けます」⁽⁶⁾ と言い、ほんとうに許之漸がこの本を読んだ上で序を書いたのか、と質す。また、許之漸が天主教を「神に仕えて怠らないことを宗旨とし、己れに克ち人を愛することを修業とし、過ちを悔い善にかえることを入門とし、生死の大際に備えて忠いをなくすことを目的とする」⁽⁷⁾ と評価し、これに比べれば中国の「儒は弊害がないとはいえない」（儒者不能無弊）といったのを捉えて楊は「先生がこれを自らこれを仰言つたその意味は、先生が大清国に生まれたのではないということですか。大清国の役人ではないということですか」と詰問した。

各国器はこの段階ではまだ当事者の論争や楊光先の礼部への提訴とは無関係であった。一六六四年九月、李祖白、許之漸が、アダン・シャル・フェルビースト（Ferdinand Verbiest 南懷仁、一六二三一八六）らと共に喚問され『天學伝概』についての取調べを受けた。楊光先が礼部に対し、宣教師が欽天監監正となつたのは、その地位を利用してヨーロッパ人の入国や教会建立に便宜をはかる謀略であると訴えたのにより、多年教会建立や布教書印刷に協力してきた大官として各国器、許續曾の名があがつた。礼部が李祖白、許之漸、宣教師たちに何回も尋問を行つたのち、各国器、許續曾の喚問を決定したのはグルロンによれば、本節のはじめに述べたように一六六四年末であつたとされる。だがその後、曆法をめぐる審査が続けられて、李祖白ら五人の天文官が一六六五年五月（康熙四年四月）処刑される前に各国器らが北京に到着したという記録はない。また許之漸は、曆法に無関係であるためか、あるいは序文程度で

実刑にするに足らなかつた故か李祖白のように刑部に引渡されず、まもなく釈放されたらしい。

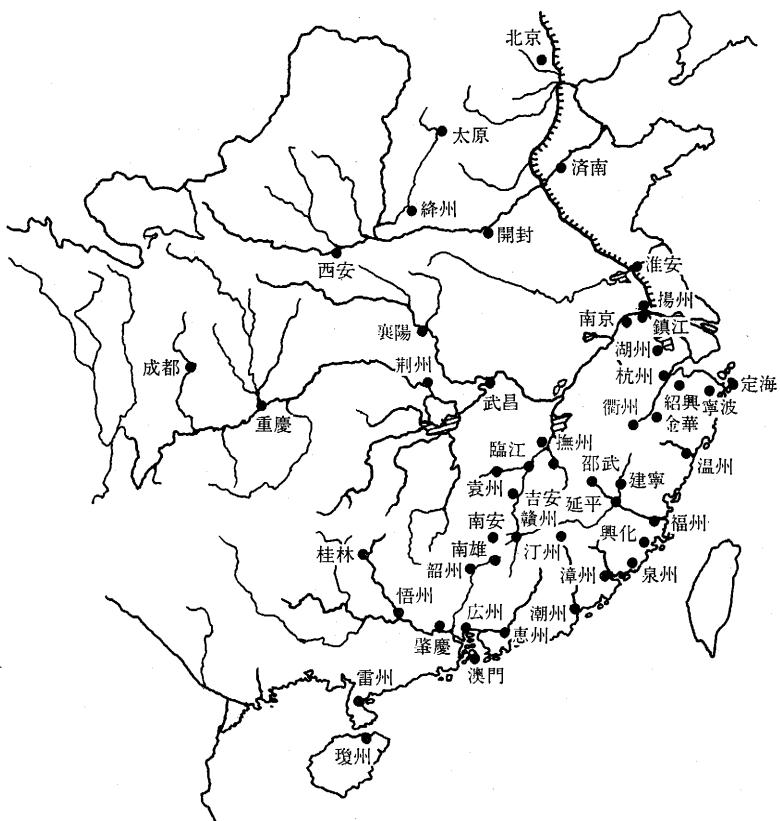
南京にいる佟国器には楊光先事件のニュースが北京の佟一族によつて次々に届けられ、自重するようになると要請が来た。佟国器は、天主堂に与えた讃辞をすべて取り除き、キリスト教関係の蔵書を焼却し、自宅からキリスト教のマークになるものはすべて除いた。佟一族は北京で彼が召喚されぬよう運動した。だが召還命令はやはり南京に届き、彼は上京ののち礼部へ出頭した。刑部にも廻されたが、結局佟国器は形式的な取調べを受けたのみでもなく釈放された⁽⁹⁾、とグルロンは伝えている。

楊光先事件のあと再び江南に戻つた佟国器は、天主教に關してきわめて消極的になり、彼が南贛巡撫の間に贛州に建てた教会も取りこわすほどになつたとグルロンは言う⁽¹⁰⁾。しかし、同じフランス人宣教師のクプン (Philippe Couplet 伯応理、一六四二～一九一) によれば、佟国器は、許續曾と許之漸の母親（徐光啓の孫娘でもあり、カンティイダ Can-dide という洗礼名をもつていた）徐氏、ならびに自分の妻（姓は不明、アガタ夫人 Madame Agathe と宣教師たちは呼んでいた）に影響を受け、一六七四年（康熙十三年）南京でペシヒ (Félicien Pacheco 成際理、一六一一一八六) により洗礼を受けたと伝えられる⁽¹¹⁾。

佟国器のこの二度目の召喚は、楊光先事件の波及によるもので、陳之遴失脚の時ほど大きな傷跡を残さなかつた。

しかし現在に残る天主教関係の漢文資料を見るかぎり、佟国器はこの楊光先事件後、ニーロッペ宣教師のために筆をとることは全くしなくなつた。江南地方で佟国器の保護下にあつた親キリスト教の士大夫グループも順治時代次々に出版していた布教書を印刷・配布することがほとんど見られなくなつた。楊光先事件の後遺症はやはり大きかつたと

図5 清初におけるヨーロッパ宣教師在住地



いうべきであろう。

なお、彼の過去の教会建設に対して清朝当局が神經をとがらせて召喚にまで到つた理由としては、楊光先事件の調査中、満人が中国における教会数の多さ、宣教師の踏査地域の広さ〔図5参照〕、ならびにイエズス会に協力する士大夫の多さに驚き、さらに李祖白のように中国の皇帝をヨーロッペ人の末裔とみなす士人まで現れたことに大きな衝撃を受けたからであるというグルロンの記述⁽¹²⁾にひとつ解答を求めることが可能であろう。しかし私たちが楊光先事件を追うだけでは、佟国器がいかなる天主教理解をもち、遠来のこの宗教に対してどのような態度を示したかといった基本的な問題にはふれることができない。清初の混乱期にあって、これまで見てきたように幾多の政治的軍事的活動を経てきたこの地方官が、ヨーロッパからもたらされた異質の文化にどのような反応を示したのかを次に検討し、上記の問題を考えてみたい。

(八) 天主教擁護

佟国器と天主教の関わりを証明する最初の資料は、さきに問題となつた教会建設に関するもので、一六五五年六月（順治十二年五月）佟国器が福州に天主堂を建てた際刻ませた碑文である。この「建福州天主堂碑記」で彼は次のように述べている。「かつて天は無声であつても天命はやむことがないと聞いたことがある。歴代の帝王は天に仕え、よく心を配つた。天人相感の境目は微妙で深遠なのである。

遡れば唐代の貞觀九年（六三五年）景教が中国に入り勅令で大秦寺が建てられると名賢、碩輔の房玄齡（五七八一六四八）、郭子儀（六九七—七八一）たちはみな景教に心を寄せた。

明代の万曆辛丑（一六〇一年）になつて泰西利氏（Matteo Ricci 利瑪竇、西泰、一五五五—一六一〇）が九万里を梯航してきて万国全国および西〔洋〕の書七千余部を貢納した。また同会（イエズス会）の諸子は北京で百種類以上の書を翻訳し、正しい教えを明らかにして、絶えてしまつていた学問を継承したのである。その道で偉大な方々である縉紳諸氏はみなこう言つている。天地の万物には唯一の主があるのみ。一切の仏法や道教の教えはみな幻説の類いである、と。故にその教えは天地の主を敬することを宗旨とし、天主の愛する人を愛せという教えを務めとし、十誡を規矩とし、七つの罪源克服を綱墨とする。また、洗礼、告解、省察、瞑想を修業とし、節操を守りぬくことを最上の徳とする。これらを実践する上で、主の三位一体、安息日の祝節、十二使徒の教訓、サクラメントの七秘蹟、十字架の道があり、これらが教えの大要である。^[13] 碑文をこのように書き始めた各国器は、統いて主が耶蘇^{イエス}としてマリアによつて降誕したこと、耶穌は多くの救濟と奇跡を行つた三三年の生ののち、茨の冠をかぶせられ十字架にかけられたが三日後に復活し、四〇日後に昇天したことを述べる。そして彼は次のような文章で碑文をしめくつてゐる。

「これまでの千年あまりの間に、天主に感化されたヨーロッパ三十余年國では、形骸は滅びても靈魂だけが存在し、永遠の幸福の路・常世の門を仰ぎみることができるが、「それらは人が」求めて造り出したり失つたりしうるものではないということを皆が知つてゐる。故に大西の國では教えは唯一つであり、美をすすめ、惡をいましめ、天堂に生き、地獄を免れることを祈るのである。主につかえる〔天主〕堂は「大西の人々は」貴い宝で飾り、きわめて壯觀である。礼拝の日には仕事をやめ、神父がミサを行い、道を講じるのを聞いて教えを掌握し、救世者の恩を忘れないようにする。けだし、恭虔なるかな。

ここに西士が東渡して永年が経ち、教堂を建て教えを行い、天下を幾度もめぐつた。今上皇帝が〔中華を〕征定さ

れた初め、湯子道末(Adam Schall von Bell)は太常卿で司天監治曆を兼任した。明代にはイエズス会諸士に容り、諸士は四方に分れて住み、測量し、学問を世に顯わした。何徳川(P. Gouvea 何大化、一五九二—一六七七)は八閩の省におもむき、建堂、礼拝を行つた。

余がそこで思うに、中国は亞細亞の十分の一であり、さらに亞細亞は天下の五分の一である。東海西海の心は同じであり、理は同じである。敬天愛人の説は皆が践み行う所であり、それ以外はありえない。西士が險阻風波を憚らず渡来てたがいに勧めはげんでいる教えこそが真なのである。天地の主を敬うことと宗旨とし、「それゆえに」天主が愛する人(イエス)を愛することと務めとするのである。

ここにこの教えのために資金を出し、働き手を募り、その旧基を開き、その堂室を作りかえて、天主、耶穌、聖母、天神(天使か)を奉り、永く耶穌会士闖道の場所とし、閩(福建)の土人及び四方の「天主教」よく事える君子に「キリストの」像を挙し、心を究める場を与えるものである。

部院佟代、提督楊明高、藩長周亮工、謝道、県長董名魁、大參郝惟納、學使兵使祖建衡、及び監察司、諸郡邑侯、諸縉紳士、庶民、みなで落成を行い敬して石に刻んでこの記念とする。

欽差提督軍務巡撫福建等處地方都察院右僉都御史 現在提督軍務巡撫南贛汀韶等處地方都察院右副都御史に昇任したる 佟國器 撰文並びに篆額

順治十二年乙未夏五月望日 立石⁽¹⁴⁾

同僚佟代、周亮工ら福建のすべての高官たちをかたらつて資金と作業員を集め、落成式をあげて福州の教会をイタリア人宣教師グヴェア(何大化)に捧げた佟國器は、異文化圏からの天主教を「敬天愛人」の説として是認し、仏教

・道教をはつきり排撃したのである。

これを皮切りに彼は積極的に宣教師保護にのりだす。彼はその赴任地を通過する宣教師に対し、宿泊地を世話をし、食料や護身用の武器を与えた。ル・ファーヴル (Jacques le Favre 劉迪我) 神父の記述によれば、一六五六年当時の中国では地方の自治が強く、ある省の巡撫といえども隣省の所轄については関与できない仕組みになっていた。呂國器はそこで彼らの航行証に記入してあるだけ他省の担当者が便宜をはかってくれるよう依頼した。また呂國器は、宣教師の乗る船に自分の旗を掲げさせ、盜賊にあわないようにしてやった。

一六五八年呂國器は浙江省杭州においてマルティニ (M. Martini 衛國國) の布教活動を手伝つたあと贛州でル・ファーヴルのために天主堂を建て、碑も立てている。翌一六五九年、呂國器はまたしてもル・ファーヴルに協力して建昌に聖堂を建てて、汀州にも教会を建て翌一六六〇年マリアのチャペルをそゝに作つた。

同じ時期に彼は浙江の寧波地方（慈谿県、鄞県）に活動して居た天主教に関心をもつ士人グループの保護者となる。挙人（一六四八年）の朱宗元を中心とした十数人のメンバーをつむぐのナループによじては既述した「*Sur les Conditions de l'Ouverture aux Idées Occidentales dans la Chine du XVIIème Siècle*」(Première Partie) 東京大学教養学科紀要〔一九七一年〕如くまだ明朝であった一六四〇年頃からイエズス会士たちを助け熱心な布教活動を行つた。彼等と協力したイエズス会士は、エマヌエル・ディアス (Emmanuel Diaz 马謨諾、演西、一五七四—一六五九)、モンテイロ (Jean Monteiro 莫德理、士表、一六〇三—一四八)、フランシス・フルタード (Francis Furtado 傅汎際、体齋、一五八七—一六三三)、マルティニ (Martinius Martini 衛國國、一六一四—一六一)、グラヴィナ (Jérôme Gravina 賈宜陸、九章、一六〇一—一六一)、ルイ・ブリオ (Louis Buglio 利類略、一六〇一—一六一)、ガブリエル・マガリヤス (Gabriel de Magalhaens 安文思、景明、

一六〇九—七七)、クンナ (Simon Cunha 雷西滿、弗溫、一五九〇—一六六〇)、アガニア (Antonio de Gouveia 何大化、徳川、一五九一—一六七七) だねや、シヤネルの時期にあらひこじや江南諸地方に渡来した人だねやね。ふくにいの士人グループを特色付ける点は、たんに宣教師の布教書の直訳を本にしたのでなく、士人たるが自分たちの儒学思想と充分に比較した上で「天學」はるかが優れてくるのかをよくなれた文章で綴つてあることである。《輕世金書》 (Cou. 7198 M. Courant: *Catalogue des livres chinois, coréens, japonais, etc.* 3 vols, Paris, 1900. の田嶽番号によく)、《昭迷鏡》 (Cou. 7132)、《陆先生天學圖鏡》 (Cou. 7132) などの翻訳から、次第に自分たちの著作《豁疑論》 (Cou. 7135 朱宗元著、福建省德城大原堂重梓)、《破迷謬》 (Cou. 7143 朱宗元・張能信共著)、《郊社之礼所以事上帝也》 (Cou. 7144 朱宗元著) を世に問ひはじめ、《答客問》 (Cou. 7148 朱宗元著、張能信訂) を経て《拯世略說》 (Cou. 7139-7142 朱宗元著) で中国人のキリスト教擁護論としては一つのピーカを迎えたのである。この《拯世略說》は清末の一八七三年 (同治十二年) になって上海慈母堂で復刊され、六九葉という小冊子ながら天主の概念、天地創造、死後の賞罰、一二氏 (道・仏) との区別など、簡潔にカトリックの大要を中国人に伝える手引きとして重宝がられたことが分る。

各國器は浙江のこのグループに一六五五年福州に教会を建てた頃から協力を惜しまず、宣教師と士人たちが共同で出版する本にすすんで序を寄せた。《天主聖教蒙引》 (Cou. 6928 ゲヴァニア=何大化著) のための「聖教蒙引序」 (一六五五年)、《提正編》 (Cou. 6942-6944 グラヴィナ=賈宜陸著、海虞天主堂梓) に与えた題 (一六五九年)、《天主聖教十誠直詮》 (Cou. 7193 ライアズ=陽瑪諾詮、江寧天主堂梓) に贈った「叙十誠」 (一六五九年) などがそれであった。いずれも本節のはじめに見た《建福州天主堂碑記》 (Cou. 1202) へ同じように天主教を敬天愛人の説

とみなし「異端邪教とは大いに異なる」り、「一地方や一国の私教ではない」（聖教蒙引序）とその普遍性を強調する。彼は清朝の高官であったが決して「大清」こそ世界の中心なりとする楊光先やその考え方には組した朝廷の狭い世界観にこだわることなく、中国を世界の中で相対的にとらえ、ヨーロッパ宣教師のもたらした世界地理の知識ならびに彼らの宗教観を柔軟にとりいれる姿勢をもつていたのである。

呂國器がこのように遠来の天主教に好意を示したのはなぜかという問題はまだ充分に解明されていない。いくつかの仮説として、明代以来、南部沿岸地方ではヨーロッパ文化がひとつ教養ないしは常識として一部の人々の生活空間に入りこんでおり文人たちが宣教師の著作に詩文を贈ることは珍しくなかつたこと（たとえば、一六六一年当時欽天監監正であったアダン・シャルの古稀祝いには、第二章で問題となつた武臣たち——金之俊、龔鼎孳、胡世安、王崇簡、薛所蘊——が集つてオランダ使節の献上した酒を飲みながら「道末湯先生七秩寿序」などを贈つた）「氣」——中西思想交流の一争点——（『東洋文化』67参考）、そして呂國器もこれら武臣たちとの親交から江南文人社会の教養を抵抗なく受けいれたであろうこと。また別の観点からは、彼の夫人やその周辺——たとえば徐光啓の孫である徐夫人やその息子たち——に熱心なキリスト教信徒がいて呂國器がその影響を受けたこと。あるいは、彼自身が無数の死と迎いあつてきて、生の無常、名声の虚しさという内的な転回をとげ、任地に住む宣教師の風貌にも感銘を受けたその教えに耳を傾けるようになったこと、等が考えられる。明末の高官たち——徐光啓、葉向高（進鄉、台山、一五五九—一六六二）、何喬遠（穉孝、匪莪、一五五八—一六三一）——がはつきりとヨーロッパ技術とくに火器と天文を明朝起死回生の切り札として採用しそこから次第にキリスト教に賛同を示すようになったのと違つて、呂國器は実

戦において彼自身があれほど火器を重視していた（第一章（二）参照）にもかかわらず、科学技術導入の点からキリスト教に接近したという形跡がみられないのは注目に値する。むしろ明末から既に活発に活動していた士人グループを援助する形でイエズス会士に対してもパトロンのような役割を果していったと思われる。

動機は何であったにせよ、佟国器の残したキリスト教援護の数々の実績は、順治年間後半におけるイエズス会活動に得難い活力をもたらした。宣教師や親カトリックの士人たちに見せた佟国器の暖かい配慮は、しかし彼が民間宗教活動に対して行つた弾圧の残酷さと対照される時激しい落差を露わす。たとえば一六五六年未（順治十三年）、福建内陸部の山岳地方でひろがつた弥勤信仰の集団は、ボルトガル砲、百子砲、小銃などで武装されていたというが南贛巡撫であった佟国器は、「左道惑衆は法が赦さぬ」として五六年十二月二〇日（順治十三年十一月五日）配下の兵千名余りを討伐隊として汀州に集結させた。そして浙江福建總督李率泰の協力を得て、福建省汀州府長汀県からは軍糧を、江西省の寧化・清流両県からは弾薬をそれぞれ供出させて翌々日未明に教団所在地の黄家嶺を急襲させたのであつた。教団内で「聖母」「老母」と呼ばれていた教祖や、教場である「龍坊」の名を取つて「龍子」「龍女」「龍虎」を名乗る二〇名余りをはじめ、計八百余名のメンバーを「妖逆」として即座に斬殺するよう命令したのである。⁽¹⁶⁾

ひろく知られているように中国のイエズス会は十六世紀末から儒学に対してもほとんど攻撃をかけなかつたが、仏教・道教に対してはこれらを「異端」「邪教」とはつきり対決姿勢を示してきた。佟国器も彼の管轄下にいた朱宗元たちの士人グループとイエズス会の反仏・反道教の主張を認める立場をとつた。しかし現実において、永い間江南地

方で培われた伝統をもつ仏教・道教の影響力はそうやすやすと新來の外国宗教に座を明け渡すものではなかつた。佟國器が親しく交際した武臣や漢人文官たちにも、キリスト教に興味をみせると同時に仏教に深い関心を寄せる人々が多かつた。また当時の仏教界の中にはキリスト教を論駁した円悟（密雲、一一六四一）、通容（費隱）らがあり、彼らを支持する士大夫も多かつた。そうした人々が集つて行う仏教の儀式——例えば一六五〇年（順治七年）以来杭州府余杭県で郷紳を集めて行われた禅寺の法事——に対してはキリスト教グループも佟國器もなんら実際に批判を加えてはいない。

佟國器が「剿滅妖賊」と報告した右の弾圧事件は、彼が同じころ「海賊鄭成功」「海賊鄭森」ではじまる上奏文で鄭成功あるいはその父親鄭芝龍を厳しく糾弾した、あの非士大夫層のエネルギー——しばしば当局に対する反権力志向をもつ——に対する敵意を私たちに想い起させる。佟國器が文官武臣たちに示した配慮は一転して鄭一族、——そのひとり鄭芝龍はすでに武臣となっていた筈であるが、——に対する苛烈な攻撃となり、ヨーロッパ宣教師に与えた寛大な待遇は、一変して弥勒信仰の人々に対する斬刑という形をとつたのである。

江南の文人社会にある、非士大夫層への不寛容、あるいは恐怖に近い警戒心を佟國器もまた分ちもつたのであろうか。あるいは実際に軍事的に鄭成功に劣勢であった佟國器は、あらゆる機会をとらえて反抗の芽をつみ清朝の優位を作り出そうとしたのだろうか。

もつとも基本的な要因として佟國器が北から母親に連れられて江南に来た半漢半満人であることを忘れてはなるまい。明朝からすでに南部諸省に代々住んでいる士人とは、経験も知識も異つていたはずである。明末、鄭芝龍は福建巡撫熊文燦に招かれて福建總兵（一六二九年）となつた。地方官は彼の軍事力を評価して海岸の治安に役立てようと

したのである。他方、明末の地方官たちは、ヨーロッパ人たちと貿易をしながらも、澎湖島、台湾、マカオを奪取していたヨーロッペ人の好戦性と機動力に警戒をゆるめなかつた。彼らは『聖朝破邪集』（一六二九年）が示すようにキリスト教に対しても決して簡単に受けいれようとはしなかつた。明代の文官たちは、複雑な体験を重ねてきており、儒学がよくて仏教は悪い、キリスト教がよくて道教は悪い、密輪が悪くて禁海がよい、といった決めつけが自分たちの役人生活にどのような反動をもたらすかをよく知っていたのである。非士大夫層のエネルギーをも巧みにとりこみ、外国宗教や民間宗教も政治的に有効な限りで認める明代の地方政府の老練さを、佟国器は充分にマスターする環境も時間も持ち得なかつた。彼は、中国での伝道は上層部をまずターゲットにせよというイエズス会の方針に基いて接近してきた宣教師のタクティックに素直に協力し、かつて父親の投獄に同情してくれた武臣たちが文人仲間の庇護者を求めて佟国器をサークルに迎えた時も朋友の誼を發揮したのである。他方佟国器は民間宗教を抑圧し、海商鄭芝龍を家書私通の罪で告発したが、芝龍の家族への情を断罪した佟自身が、武臣陳之遴親子の情を庇つたために逮捕され、あまつさえ在来宗教を非難し、邪教キリスト教を助けたとして喚問されたのであった。

彼はたしかに満人当局からみれば、あまりに漢人に近い清朝官吏であつたらう。しかし彼の官吏としての蹉跎を招いたのは、むしろ漢人文化の蓄積を受け継ぐひとりのなかつた半漢半満人としての限界であつたといえまい。

1 Pendant que les pères estoient dans les prisons du Lipou, Tunquequi, et le Docteur Basile Hiu, dont il estoit fait mention dans l'Apologie, comme j'ay déjà dit, furent cités à la Cour, pour y aller rendre conte des Eglises, qu'ils nous avoient basties; mais comme ils en estoient éloignés, ils n'y arrivèrent que long-temps après.....” Greslon: *Histoire*

de la Chine, op. cit., p. 121 (翻訳句読点入りの原文のまま。本文註と並んで))

- 2 ▲大清聖祖仁皇帝實錄》乾隆六年（一七四一年）敕撰、大清歷朝實錄所收、卷三一、四〇（康熙八年復職命令）
- 3 「其并將終國器詐之漸許續會等、誣以為教革職、……」何世貞著《崇正必辨》三卷（上中下）、利類思品高、11a
- 4 A. de Gouvea: *Innocentia Viatrix sive Sententia Comitiorum Imperij Sinici pro Innocentia christiana Religionis Lata iuridice per Annum 1669.* Quām cheu, fol. 17a.
- 5 李祖白著《天學伝概》一卷、吳相湘主編《天主教東伝文献統編》、中国史学叢書四〇所取
- 6 「我伏羲氏以至今日之君臣士庶盡辱為邪教之子孫、六經四書盡辱為邪教之余論」楊光先著《不得已》三卷、《天主教東傳文獻統編》、中国史学叢書四六所收、上卷、与許青嶼侍御書、一〇九五頁
- 7 「以昭事不墮為宗旨、克己愛人為工夫、悔過遷善為入門、生死大事有備無患為究竟」《天學伝概》前出、許之漸序、11a-b
- 8 「先生自道」也、意者先生或非大清國人產乎。或非大清國之科目乎。」《不得已》前出、10九三頁
- 9 *Histoire de la Chine*, op. cit. pp. 129-130.
- 10 ibid. p. 212.
- 11 P. Couplet: *Histoire d'une dame chrétienne de la Chine*, Paris, 1688, 152p. p. 124.
- 12 *Histoire de la Chine*, op. cit. p. 88, p. 105.
- 13 「嘗聞天載無聲、天命不已、歷代帝王昭事克配、天人相感之際、微乎穆矣。遜唐貞觀九年景教入中國勅建大秦寺、名賢碩輔房玄齡郭子儀輩皆企向焉。迨明万曆辛丑泰西利氏梯航九万里、朝貢万国全圖及西書七千余部、同會諸子在京繙訳百有余種、明正教廢絕學、縉紳先生感道之大指謂天地万物唯有一主、一切仏法玄門皆屬幻說、故其教以敬天地之主為宗、以愛天主所愛之人為務、以十誡為規矩、以七克為繩墨、以洗滌解悔省察存想為工夫、以守貞不二為絕德、是以其踐履則有向主之三德、頌祝之七求、性錄之十一信與撒格辣孟多之七功与神形哀矜之十四端、此其大要也。」《建福州天主堂碑記》一卷、《天主教東伝文献

統編(1)▽前出、九六三—九六六頁

14 「迄今千有余年、所化歐邏巴三十餘國、咸知形骸可滅靈魂獨存、永福之路常生之門可以仰望而求不可造次而失、故泰西國唯一教引善戒惡、祈生天堂脫地獄、事主之堂飾以重寶極其壯觀、瞻禮之日則輟常業、聽掌教神父彌撒講道、為不忘救世者之恩、蓋其虔哉。茲西土東渡有年、建堂行教幾周宇內、今天子鼎定之初、湯子道未以太常卿兼司天監治曆、明時咨諸會士分寓四方、測度闡學、何子德川乃就八閩省會建堂瞻禮。余因思夫中國居亞細亞十分之一、亞細亞又居天下五之一、東海西海心同理同、敬天愛人之說皆踐脩之所不能外也、而西土不憚險阻風波來相勸勉者是其教真以敬天地之主為宗、故以愛天主所愛之人為務也。爰為之捐資鳩工、開其旧基、煥其堂室、崇奉天主耶穌聖母天神永為耶穌會士闡道之所、與閩士暨四方昭事君子瞻像究心焉。部院佟謙代、提督楊諱名高、藩長周諱亮工、謝諱道、縣長董諱名魁、大參郝諱惟訥、學使孔諱自洙、兵使祖諱建衡、及監司諸郡邑侯、諸縉紳士庶咸相落成、敬泐石為之記。欽差提督軍務巡撫福建等處地方都察院右僉都御史今陞提督軍務巡撫南贛汀韶等處地方都察院右副都御史佟國器撰文并篆額、順治十有二年乙未夏五月望日立石。」同右、九七四—九八〇頁

- 15 J. Le Favre: *Lettre du R. P. Jacques le Favre*. Paris, 1662, 37p., pp. 8-9.
- 16 ▲明清史料▽前出、第六本、五七三a—五七四a

結 び

清初の地方官佟國器は、十七世紀中国のめまぐるしい歴史の交差点に立ち、戦いの先頭に立つと共に江南の文化、それにヨーロッパの文化にすすんで胸衿を開いた。彼の軍人と文人の二面性は、佟國器に教養人としての幅広さ、実務力を育むよい機会を生んだ。しかし战火と時間に追われて、彼は明代の士人のように充分成熟し、清代独特の新しいタイプの官僚となつて中国の近代への夜明けをきりひらく作業を清朝の下で開始することができなかつた。それど

ころが佟国器は江南文化の精髓を伝える文官武臣たちに傾倒はじめた時、満人が漢人文文化の大海上に呑みこまれぬよう、いちはやく警鐘を鳴らす中央政府に足元をすくわれたのであつた。さらにもた、彼が南部諸省に浸透しつつあった西欧キリスト教思想の影響にふれた時も清朝の嫌疑を受けたのであつた。

清朝は、中国全体の発展の可能性には眼もくれず、ひたすら国内における満人支配の確立を求めたのである。佟国器の悲劇は、彼が満人としてはめずらしく赴任地で新しいアンテナを張り先進地域の文化の粹や情報を巧みに吸収し、そのために却つて当局の路線からはずれていったことにはじまる。しかも官吏として忠勤をはげむ佟国器は、清朝の安定のためには、貿易や沿岸経済活動をも切り捨てる措置をとつたのである。

鄭成功ら海商の型やぶりのバイタリティ、武臣たちのもつ知力と自由さ、宣教師の異質な思考と技術、佟一族の偏見のない吸収力、こうした新しい可能性を秘めた知的エネルギーが、ありとあらゆる機会に相殺しあうような状況におかれたこと、そこに清初における中国文化の飛躍の芽が摘まれる要因があつたと思われる。